

向日市地域防災計画

【地震対策編】

平成 9 年 8 月 2 6 日制定

平成 1 2 年 1 月 2 8 日修正

平成 1 2 年 1 1 月 7 日修正

平成 1 3 年 8 月 2 0 日修正

平成 1 4 年 8 月 2 0 日修正

平成 1 5 年 8 月 1 8 日修正

平成 1 6 年 8 月 2 5 日修正

平成 1 7 年 8 月 1 9 日修正

平成 1 8 年 8 月 2 6 日修正

平成 1 9 年 8 月 2 8 日修正

平成 2 0 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 1 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 2 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 6 年 3 月 2 6 日修正

平成 2 7 年 3 月 2 5 日修正

平成 3 0 年 3 月 2 3 日修正

平成 3 1 年 3 月 2 0 日修正

令和 2 年 3 月 2 7 日修正

令和 3 年 3 月 3 1 日修正

令和 4 年 3 月 1 7 日修正

令和 5 年 2 月 1 3 日修正

令和 6 年 3 月 2 6 日修正

令和 7 年 3 月 2 6 日修正

令和 8 年 3 月 2 3 日修正

向日市地域防災計画（地震対策編） 目次

第1編 総則

第1章 計画の基本方針	1- 1
第1節 計画の基本方針	1- 1
第2節 防災機関等の役割分担	1- 1
第3節 市民及び事業所の果たすべき役割	1- 1
第2章 計画の目標	1- 2
第1節 地域特性	1- 2
第2節 地質・断層特性	1- 2
第3節 被害想定	1- 6
第3章 防災ビジョン	1-11
第1節 基本目標	1-11
第2節 ビジョン達成の施策	1-11
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	1-12

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2- 1
第1節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用	2- 1
第2節 交通施設防災対策	2- 2
第3節 都市空間の整備計画	2- 2
第4節 市街地の面的整備等	2- 2
第5節 建造物等災害予防対策	2- 3
第6節 ライフライン施設の耐震化対策	2- 6
第7節 社会福祉施設防災計画	2- 9
第8節 文化財防災計画	2-10
第9節 ため池等の整備計画	2-10
第10節 地域防災拠点の整備	2-10
第2章 災害に即応できるひとづくり	2-11
第1節 市民等に対する防災知識の普及対策	2-11
第2節 防災訓練・調査（パトロール）計画	2-14
第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画	2-15
第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画	2-15
第5節 要配慮者対策計画	2-15
第6節 学校等の防災計画	2-15
第3章 災害に強いシステムづくり	2-16
第1節 防災組織の整備計画	2-16

第2節	緊急初動のための災害情報システムの整備計画	2-16
第3節	救急・救助・医療救護体制の整備計画	2-16
第4節	避難計画	2-16
第5節	食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画	2-16
第6節	給水拠点等の整備計画	2-16
第7節	広域応援体制の整備計画	2-16
第8節	業務継続計画（BCP）の策定	2-17
第9節	帰宅困難者対策計画	2-17
第10節	車中避難計画	2-17

第4章	災害の抑制と被害の軽減対策	2-18
第1節	防災調査計画	2-18
第2節	土砂災害等予防計画	2-18
第3節	消防力の整備方針	2-19
第4節	危険物等保安計画	2-19
第5節	応援派遣に関する計画	2-19

第3編 災害応急対策計画

第1章	初期期の活動	3- 1
第1節	初動活動	3- 1
第2節	組織及び動員	3- 3
第1	組織	3- 4
第2	動員計画	3- 6
第3節	情報収集・伝達	3- 8
第1	災害時の通信	3- 8
第2	災害時の情報収集伝達体制	3-10
第4節	広報活動	3-13
第1	向日市の行う広報活動	3-13
第2	防災関係機関の行う広報活動	3-13
第5節	道路等の緊急確保	3-13
第1	緊急輸送ルート	3-13
第2	道路対策のための緊急出動	3-13
第3	交通規制	3-13
第4	緊急通行車両の取扱い	3-14
第5	道路の障害物除去	3-14
第6節	緊急輸送網	3-14
第1	緊急輸送	3-14
第2	緊急輸送網の確保	3-14
第3	輸送の確保	3-14
第7節	火災等二次災害緊急対策	3-14
第1	消防活動	3-14
第2	危険物施設等の応急対策	3-14

第3	水防計画	3-14
第4	地震時の土砂災害対策	3-14
第8節	応援、派遣の要請等	3-14
第1	近隣市町等との応援体制	3-14
第2	関係協力機関への応援要請	3-14
第3	自衛隊への災害派遣要請	3-15
第4	市民組織等の活動	3-15
第9節	緊急避難	3-15
第1	避難情報の伝達	3-15
第2	避難の誘導	3-17
第3	避難所の開設	3-19
第4	要配慮者の緊急避難等	3-20
第10節	救助・救急及び医療救護	3-22
第2章	応急対策期の活動	3-23
第1節	災害対策要員の拡充	3-23
第1	法による従事	3-23
第2	専門ボランティア	3-23
第3	一般ボランティアへの活動支援	3-23
第2節	被災者への救援活動	3-23
第1	災害救助法の適用	3-23
第2	避難所の運営	3-23
第3	給水計画	3-23
第4	食料の供給計画	3-23
第5	生活必需品の確保	3-23
第6	物資配送センター	3-23
第7	義援金品の受付・配分	3-23
第8	災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付	3-23
第9	被災者生活再建支援制度	3-24
第10	要配慮者対策	3-24
第11	行方不明者の捜索・遺体の埋葬	3-24
第3節	社会秩序の維持	3-24
第1	住民への呼びかけ	3-24
第2	災害警備	3-24
第3	物価の安定及び物資の安定供給	3-24
第4節	環境・衛生対策の充実	3-24
第1	ごみ処理	3-24
第2	し尿処理	3-24
第3	防疫及び保健予防対策	3-24
第4	がれき処理	3-24
第5	環境の保全	3-24
第6	家庭動物の保護及び収容対策	3-24

第5節	建築物等応急対策	3-25
第1	応急危険度判定等	3-25
第2	公共施設応急対策	3-26
第3	被災宅地危険度判定制度の整備	3-27
第4	中・高層建築物応急対策	3-28
第5	文化財対策	3-28
第6節	ライフライン等の応急対策	3-28
第1	上水道施設の応急対策	3-28
第2	下水道施設の応急対策	3-29
第3	電信電話施設の応急対策	3-30
第4	電力施設の応急対策	3-31
第5	ガス施設の応急対策	3-32
第6	鉄道施設の応急対策	3-33
第7節	学校等における応急対策	3-35
第1	情報の収集・伝達	3-35
第2	防災体制	3-35
第3	応急教育・応急保育	3-35
第4	施設・設備の緊急点検等	3-35
第5	保健衛生及び危険物等の保安	3-35
第8節	住宅対策	3-35
第1	家屋の被害状況調査	3-35
第2	住宅関連の障害物の除去	3-35
第3	住宅の応急修理	3-35
第4	応急仮設住宅の建築	3-35
第9節	農林業施設等応急対策	3-35
第1	農業用施設応急対策	3-35
第10節	労務供給計画	3-35

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	市民生活の安定のために	4-1
第1	被災者の生活再建等の支援	4-1
第2	中小企業等の復興	4-1
第3	住宅の復興	4-1
第4	災害相談の実施	4-1
第5	社会福祉施設災害復旧事業	4-1
第6	病院等災害復旧事業	4-1
第7	学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開	4-1
第8	社会教育施設災害復旧事業	4-1
第9	文化財等の復旧計画	4-1
第10	生活確保対策計画	4-1
第11	その他の災害復旧事業	4-1
第2節	災害復旧事業の推進	4-2

第1	公共土木施設災害復旧事業	4- 2
第2	農林業施設災害復旧事業	4- 2
第3	都市災害復旧事業	4- 2
第4	上下水道災害復旧事業	4- 2
第5	公共用地災害復旧事業	4- 2
第3節	資金計画	4- 2
第1	国による財政援助等	4- 2
第2	災害復旧事業に係る向日市の財政措置	4- 2

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	計画の方針	5- 1
第1節	計画の基本方針	5- 1
第2節	防災機関等の役割分担	5- 1
第3節	被害想定	5- 2
第2章	災害予防計画	5- 4
第1節	地域における防災力の向上	5- 4
第2節	広報及び教育	5- 5
第3節	防災訓練	5- 6
第4節	災害に強い安全なまちづくりの推進	5- 6
第3章	災害応急対策計画	5- 8
第1節	防災体制の確立	5- 8
第2節	防災体制に関する事項	5- 8
第3節	南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止	5-11
第4節	円滑な避難の確保に関する事項	5-11
第4章	東南海・南海地震等の時間差発生による被害拡大防止	5-14
第1節	東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応	5-14

地震対策編

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本方針

第 1 節 計画の基本方針

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 1 節を準用する。【一般対策編 1－1 頁】

第 2 節 防災機関等の役割分担

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 2 節を準用する。【一般対策編 1－2 頁】

第 3 節 市民及び事業所の果たすべき役割

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 3 節を準用する。【一般対策編 1－9 頁】

第2章 計画の目標

第1節 地域特性

一般対策編 第1編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 1－10 頁】

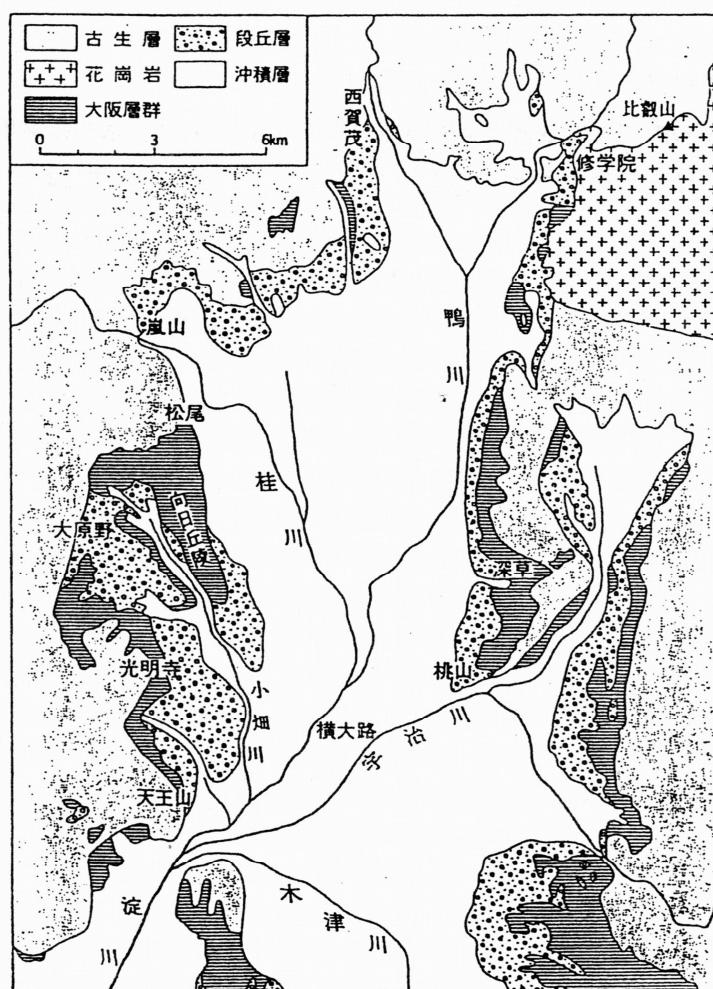
第2節 地質・断層特性

1 向日市周辺の地質・断層特性

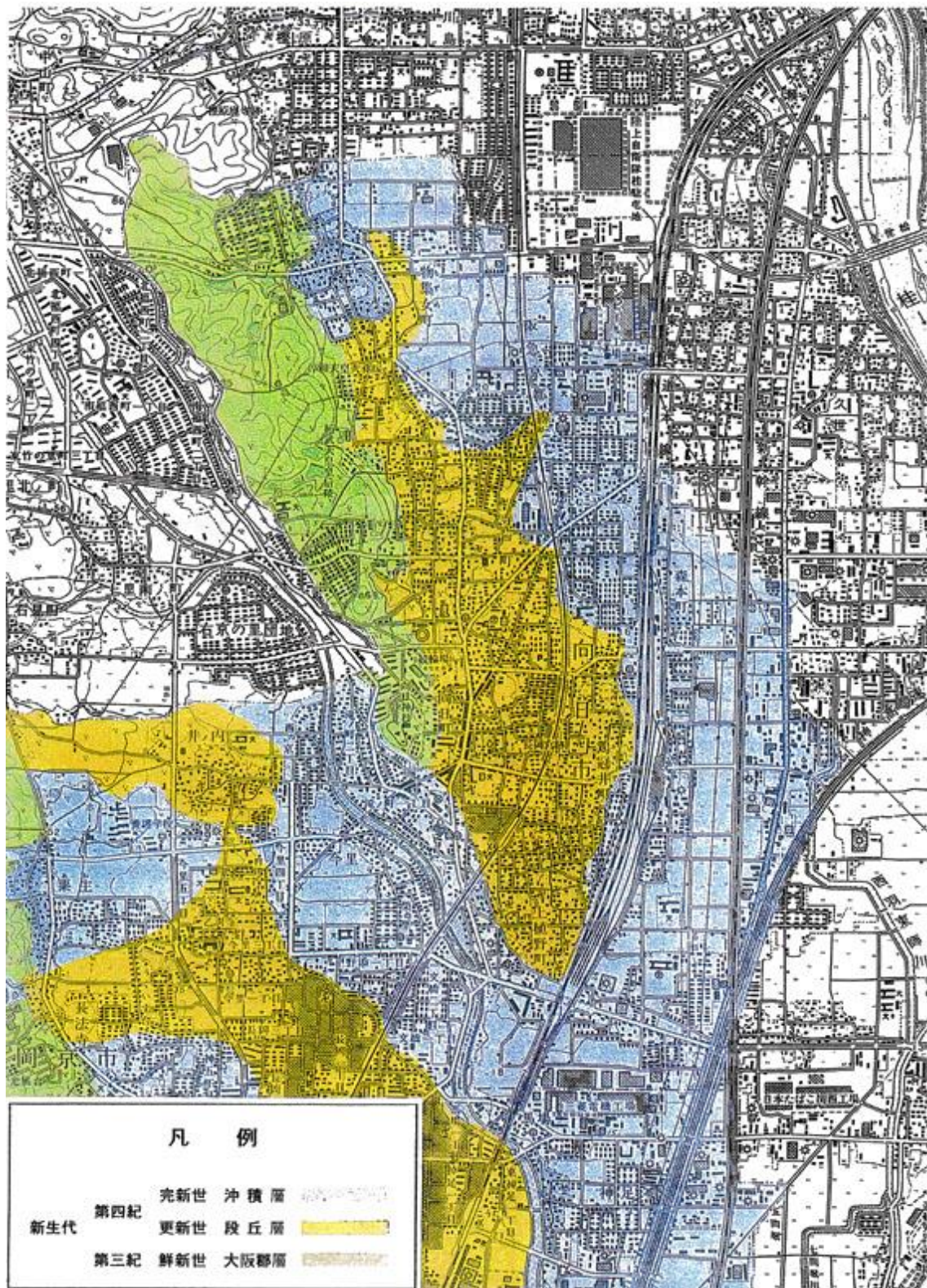
(1) 地質特性

市域は、大阪層群よりなる丘陵地（向日丘陵）、砂礫層よりなる段丘（低位段丘）及び桂川と小畑川によって形成された沖積平野の三つの地形単位に大きく分けられる。

土質調査結果によると、段丘は、厚さ5～7mの河岸段丘礫層がほぼ水平に堆積している。また、地質調査結果によると、本市の東半分を占める低地は、桂川の運んできた土砂によって構成されており、その厚さは、北部の西ノ岡中学校付近で2.0～2.8m、南部の第5向陽小学校付近で5.7～5.8mとなっている。これに対して、西部及び西南部の低地は、小畑川が形成したものである。



【京都盆地付近の地質図】



【表層地質図】

この地図は、京都南部都市広域行政圏推進協議会の承認を得て、同協議会発行の表層地質図〔西〕を複製したものである。

(2) 断層

向日市に大きな影響を与える活断層は、以下のとおり。

（出典：[新編]日本の活断層（活断層研究会編 東京大学出版会））

ア 檜原断層

<断層特性>

確 実 度：I（活断層であることが確実なもの）

活 動 度：B級（0.1～1 m/1000 年のオーダー）

長 さ：7 km

傾 斜：NNW

断層形態：嵐山・向日町丘陵東縁；断層崖、向日町丘陵東縁；地層急斜
西芳寺北方；断層露頭

阪神・淡路大震災の際、同断層の周辺において被害が大きく、京都市の調査によると、被害は府道西京高槻線東部の西京区檜原釘貫町から北の山田御道路町にかけて集中し、約 480 戸の住宅で屋根瓦が落ちるなどの被害があったことが判明している。

イ 有馬－高槻構造線

<断層特性>

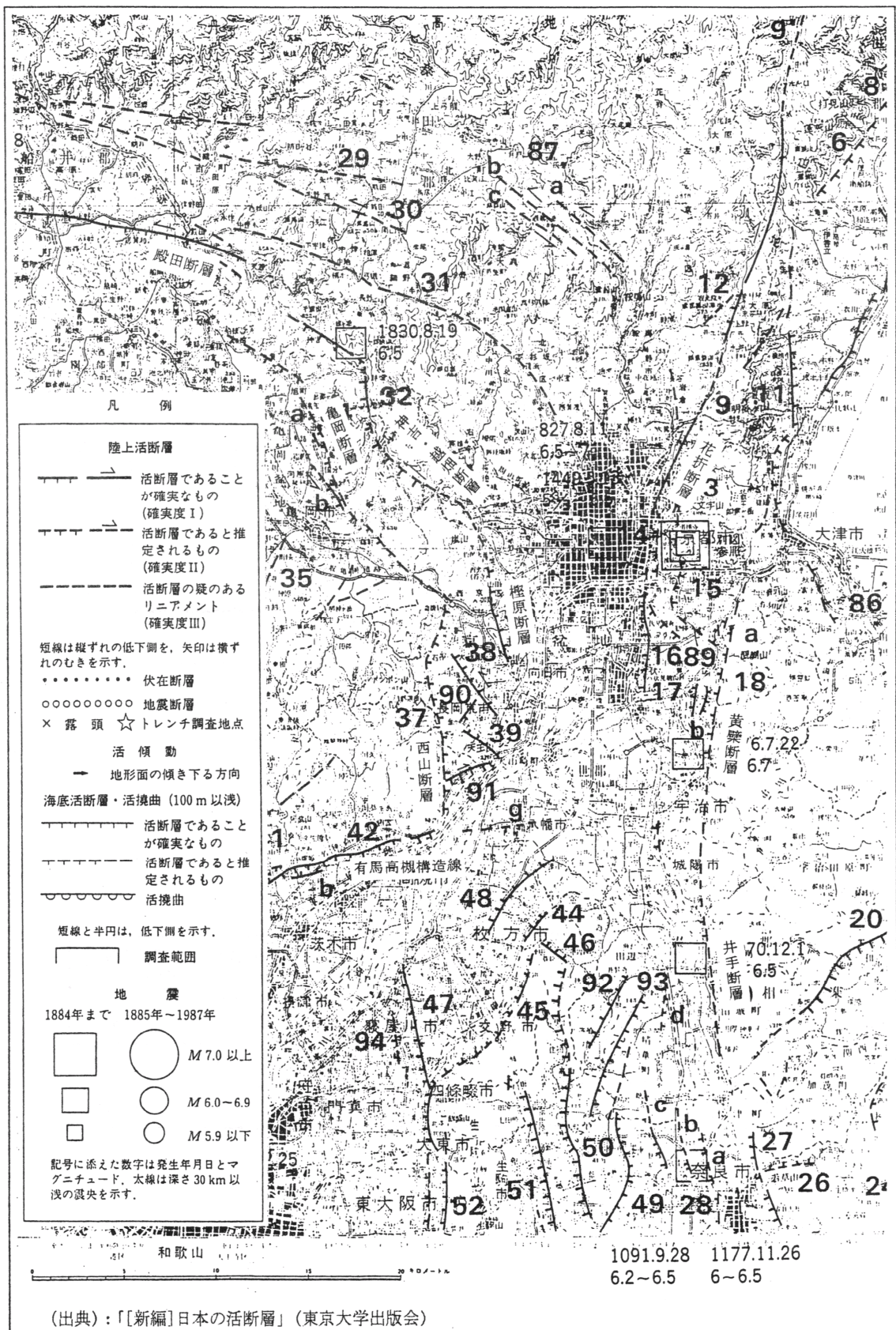
確 実 度：I（活断層であることが確実なもの）

活 動 度：B級（0.1～1 m/1000 年のオーダー）

長 さ：44 km

傾 斜：EW

京都府地震被害想定調査（2008）において、人的被害及び建物被害共に、本市に最も影響を与える地震とされている。



【向日市周辺の活断層図】

第3節 被害想定

1 地震発生場所及び地震の規模の想定

向日市に影響を及ぼす地震には、海溝部で発生する巨大地震（南海トラフ地震）と内陸直下型地震が考えられるが、海溝部で発生する巨大地震に関しては、内陸直下型地震に比べれば、その震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、マグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（西山断層帯、花折断層帯、黄檗断層など）が存在している。

こうした状況のもと、本計画においては、京都府の被害想定数値等を参考に「想定震源モデル」及び「向日市の被害予想」を次に掲げる。

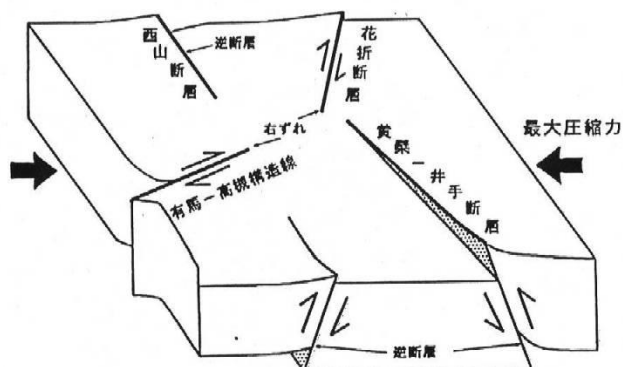
なお、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に平成20年4月1日付けで指定された。

2 解析震源モデル

「京都府地震被害想定調査報告書」による想定地震モデルで向日市域に内陸直下型大地震を引き起こす可能性を持つものを震源断層モデルとして採用している。

【想定震源断層モデル】

モデル震源断層名	断 層 内 容	長さ(km)	幅(km)	マグニチュード(M)
花折断層帯	花折断層（北部・中南部）	46.5	16, 14	7.5
	桃山－鹿ヶ谷断層	11	17	6.6
黄檗断層	黄 檗 断 層	10	17	6.5
西山断層帯	亀 岡	13	16	6.7
	檜原－水尾断層	15	15, 14	6.6
	殿田－神吉－越畑断層	31.5	14, 15	7.2
	光明寺－金ヶ原断層	15	15	6.8
生駒断層	生 駒 断 層	38	21	7.5
有馬－高槻断層帯	有 馬 ー 高 槻 断 層	44		7.5
	宇 治 川 断 層	10	17	6.5
南海トラフ地震（同時）		－		8.5



【震源断層の模式図】

3 向日市の被害予想

各活断層地震の向日市での被害は、次表のとおりである。

【地震被害総括表】

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	6強	119	1,068	188	506	7,232	1,971	4,341	870
生駒断層帯	6弱	8	230	14	57	930	249	1,891	5
有馬－高槻断層帯	6強	86	814	146	563	7,228	2,413	4,630	793
奈良盆地東縁断層帯	6弱	1	61	1	5	189	27	556	6
木津川断層帯	6弱	1	71	2	7	230	36	647	6
殿田－神吉－越畑断層	6強	13	307	23	95	1,371	411	2,423	8
埴生断層	6弱	8	231	14	57	935	248	1,905	7
上林川断層	5弱	0	0	0	0	2	1	1	1
三峠断層	5弱	0	0	0	0	1	0	1	1
郷村断層帯	5強	0	1	0	0	4	6	5	1
山田断層帯	4	0	0	0	0	0	0	0	0

京都府地震被害想定調査結果（2024 及び 2025）

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
					重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	6強	230	1,700	240	1,010	20,330	3,260	5,170	270
	桃山-鹿ヶ谷断層	6弱	10	330	10	110	4,800	350	1,660	－
黄檗断層		6弱	－	150	－	40	2,460	140	890	－
奈良盆地東縁断層帯		6弱	－	260	－	90	3,980	270	1,390	－
西山断層帯	亀岡断層	6弱	－	130	－	30	2,120	120	770	－
	檜原-水尾断層	6強	240	1,730	250	1,050	20,750	3,340	5,220	280
	殿田－神吉－越畑断層	6強	80	830	80	380	11,120	1,230	3,400	60
	光明寺-金ヶ原断層	6強	80	840	80	390	11,330	1,240	3,430	20
三峠断層		5弱	－	－	－	－	40	－	10	－
上林川断層		5弱	－	－	－	－	100	10	20	－
若狭湾内断層		5弱	－	－	－	－	30	－	10	－
山田断層帯		4	－	－	－	－	－	－	－	－
郷村断層帯		5強	－	－	－	－	270	10	90	－
上町断層帯		5強	－	120	－	20	1,990	110	720	－
生駒断層帯		6弱	50	670	60	290	9,190	910	2,900	－
琵琶湖西岸断層帯		6弱	50	630	50	260	8,630	830	2,770	－
有馬－高槻 断層帯	有馬－高槻断層	6強	260	1,860	270	1,180	22,330	3,730	5,440	320
	宇治川断層	6弱	50	690	50	290	9,230	930	2,930	20
木津川断層帯		6弱	－	290	－	100	4,370	310	1,500	－
埴生断層		6弱	50	680	50	300	9,250	920	2,910	20
養父断層		5強	－	10	－	－	380	10	130	－
和束谷断層		5強	－	10	－	－	490	10	190	－
東南海・南海地震		6弱	－	180	－	50	2,890	180	990	－

京都府地震被害想定調査結果（2008）

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数 (人)						
南海トラフ地震	6強	40	590	120	110		510		2,810

内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

【各活断層等の発生確率】

モデル断層名		地震発生の確率(国地震調査研究推進本部公表) * 今後30年以内の発生確率	相対的評価(注)
花折断層帯	花 折 断 層	ほぼ0% ～ 0.6%	やや高い
	桃 山 - 鹿ヶ谷		
黄 檗 断 層 系		ほぼ0% ～ 0.6%	やや高い
西山断層帯	亀 岡	ほぼ0% ～ 0.8%	やや高い
	檜 原 - 水 尾		
	殿田 - 神吉 - 越畑		
	光 明 寺 - 金ヶ原		
生 駒 断 層		ほぼ0% ～ 0.1%	やや高い
有構馬造高槻線	有馬 - 高槻構造線	ほぼ0% ～ 0.02%	—
	宇 治 川 断 層		
南 海 ト ラ フ 地 震		70%～80%程度	高い

※ 東南海・南海地震については、H25.5月に南海トラフ地震として発生確率が一本化され、それ以降、東南海・南海地震の発生確率は発表されていない。

(注) 高 い：30年以内の地震発生確率が3%以上

やや高い：30年以内の地震発生確率が0.1～3%以上

—：30年以内の地震発生確率が0.1未満

4 液状化現象について

液状化の危険の判定については、「災害予測に関わる自然条件調査」（京都府南部都市広域行政圏推進協議会編）により、次の4階で評価されているところである。

- 1 液状化しない。
- 2 液状化する危険性が低い。
- 3 液状化する危険性がある。
- 4 液状化する危険性が高い。

向日市において“4 液状化する危険性が高い。”とされているのは市域の0.8%に相当する1メッシュ^(注)だけである。

また“3 液状化する危険性がある。”とされているのは市域の8.1%に相当する。

市域の91%の地区においては“1 液状化しない”、又は“2 液状化する危険性が低い”という結果が出ており、向日市は本結果によれば、液状化の危険は少ないといえる。

しかし、今回の調査のメッシュが粗いため、必ずしも調査は、十分とはいえず、かつわずかでは

あるが大きな被害を受ける可能性のある地域も存在しており、今後詳細な調査を行う必要がある。

(注) 1メッシュは1辺250mの正方形。向日市域は122.7メッシュである。

5 地域防災計画に与えられた課題

今後の地域防災計画を考える場合、次の3つの前提条件を考慮する必要がある。

- ・地震はいつどこで起こるかわからない。
- ・発生する時間帯もまちまちである。
- ・常に最悪のシナリオを考える。

これらについて具体的に述べると、以下のようにまとめられる。

(1) 地震はいつどこで起こるかわからない

地震の予知は、困難である。しかし、京都南部地域を含む地域が地震の活動期に入り、大地震の発生の可能性が考えられるとすれば、その備えは必要である。このことを踏まえて、京都南部地域の地震の発生を想定した地域防災計画の策定が必要である。

(2) 地震発生の季節、時間帯もまちまちである

地震は、発生季節に無関係であり、また発生の時間帯もまちまちである。このため、地域防災計画は、いかなる季節、時間帯に発生しても対応しうるものでなければならない。

(3) 常に最悪のシナリオを考える

京都府が発表した京都府地震被害想定調査結果(2008)では、本市に最も影響を与える地震は有馬一高槻構造線によるものとされている。

また、他の断層の場合においても、震度6強程度の地震の発生が想定されることから、最悪のシナリオを想定した地域防災対策を検討する必要がある。

第3章 防災ビジョン

市域には、檜原断層と有馬－高槻構造線の東延長線にあると推定される横大路断層とがあり、周辺には西山断層帯、花折断層帯、黄壁断層等があり、これらのどれが震源になった場合でも、震度5強から6強という激しい地震が想定される。

本市は、古くからの市街地が市域の大半を占めており、その地域は昔ながらの道路の不連続細街路がほとんどで、しかも広幅員の道路が少ないため震度6程度の地震が発生した場合には、多くの倒壊家屋がでるほか、その上、同時多発火災が発生すれば、極めて大きな被害が予想される。

また、本市は、地震による液状化の地域は少ないといわれているが、より詳細な調査を行えば、液状化の地域が広がる可能性は、少なくはなく安心とはいえない。

本市においては、これらに対処するため、防災ビジョンを掲げて防災への方向性を示し、それに至る道すじを掲げ、さらに、当面本市が行うべき主要な防災施策を計画するものとする。

第1節 基本目標

一般対策編 第1編 第3章 第1節を準用する。【一般対策編 1－12頁】

第2節 ビジョン達成の施策

一般対策編 第1編 第3章 第2節を準用する。【一般対策編 1－12頁】

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項の規定により、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて策定された「第5次京都府地震防災緊急五箇年計画」（平成28～32年度）に基づき、地震防災整備事業の推進を図る。

1 計画対象事業

地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路等（道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設）
- (6) 共同溝等
- (7) 医療機関
- (8) 社会福祉施設
- (8)の2号 公立幼稚園
- (9) 公立小中学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- (10) 公立特別支援学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- (11) 公的建造物
- (12) 海岸・河川（海岸保全施設、河川管理施設）
- (13) 砂防設備等（砂防設備、保安設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池）
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線
- (16) 水・自家発電設備等
- (17) 備蓄倉庫
- (18) 応急救護設備等
- (19) 老朽住宅密集地対策

2 地震防災緊急事業計画の推進

所 管 部	計 画 名	事 業 の 概 要
環境産業対策部	消防用施設等整備事業	消防ポンプ自動車更新
	防災行政無線	デジタル方式の地域防災無線を整備

地震対策編

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

地震災害には、連鎖性があり、まず発端となる地盤の震動、液状化、変位等により構造物等が破損し、続いてそれらに関する二次災害が誘発される。災害危険地域における土地利用のあり方は、災害を軽減する上での大きな課題である。

1 共通事項

(1) 短期計画

① 地盤特性の把握

市域の地形・地質・地盤に関する国土調査の資料等により、地盤の振動特性を把握する。また、液状化判定手法等の各種調査により、市域の危険地域の把握に努めるとともに、造成地や軟弱地盤等、不等沈下などの地盤変位の発生しやすい危険箇所の把握に努める。

② 知識の普及

軟弱地盤、液状化が予想される地域、活断層の所在する地域、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険予想箇所、宅地造成工事規制区域等では、建築物の被害を軽減するためにそれらの知識の普及を図る。

(2) 長期計画

① 地盤に応じた土地利用の誘導

市及び関係機関は、地震災害による被害を防止軽減するため、地盤特性に応じた施工法の採用、若しくは地盤改良等の指導を行うなど、適切な予防措置を講じる。

2 軟弱地盤対策

(1) 長期計画

① 公共建築物等

国、府、及び市は、軟弱地盤の地域では、可能なかぎり重要な公共建築物等の建築を避けるものとし、やむを得ない場合は、地盤改良や建築物基礎の強化を図るものとする。

② 一般建築物等

ア 地盤対策

次の地盤改良等を指導し、軟弱地盤の災害対策に努める。

(ア) 軟弱層には、排水処理や水抜設備等を設け地下水位の低下を図るとともに、置き換え工法等の安定処理工法による地盤改良を行うこととする。

(イ) 液状化が発生しやすい砂地盤がある場合には、密度増大工法・固結工法・置換工法等に

より地盤改良を行うこととする。

- (ウ) 軟弱層に盛土を行う場合は、適宜地盤改良等の適正措置を講じた上、盛土材料を吟味し、十分な締め固めを行うこととする。

イ 建築物対策

- (ア) 建築物基礎を杭基礎、鉄筋コンクリートによる版基礎又は布基礎とするなど、地震の場合に軟弱地盤に耐えられる構造とする。
- (イ) 建築物は、細長い形状や複雑な形状を可能な限り避けるなど、地震の場合に軟弱地盤に耐えられる構造とする。

3 活断層地盤対策

(1) 長期計画

① 土地利用制限

活断層の所在が、明確に特定された地域については、地区計画、建築制限条例等により、土地利用制限等の指導を行っていくものとする。土地利用制限の範囲は、活断層の活動による地震動の特性を考慮し、単に活断層の線上だけでなく、その両側を含めて面的に把握することとする。

② 調査研究

今後、継続的に調査研究を行う。

4 宅地造成等工事規制区域

(1) 長期計画

- ① 既存住宅地については、擁壁等の強化工事を奨励し、耐震化に資することとする。

- ② 新たに開発が行われ、切土・盛土又は土石の堆積に係る工事が行われる場合には、技術基準を順守するよう指導する。

〔参考〕現在、宅地造成等工事規制区域に市全域が指定されている。

第2節 交通施設防災対策

一般対策編 第2編 第1章 第2節を準用する。【一般対策編 2－6頁】

第3節 都市空間の整備計画

一般対策編 第2編 第1章 第3節を準用する。【一般対策編 2－8頁】

第4節 市街地の面的整備等

一般対策編 第2編 第1章 第4節を準用する。【一般対策編 2－9頁】

第5節 建造物等災害予防対策

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合
-----	------------------------

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を促進することを目的に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が施行され、平成17年11月に同法が改正された（平成18年1月施行）。この改正法に基づき、「向日市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震化を進めてきた。

また、平成25年5月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正（平成25年法律第20号、平成25年11月施行）された。この改正法に基づき耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を一層促進する。

1 民間建築物災害予防対策

(1) 短期計画

① 建築物の耐震化

ア 建物を新規に建設する場合は、建築基準法等による建築の指導を行うよう、関係機関の協力を求める。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律では、「特定既存耐震不適格建築物」として位置付けられた多数の者が利用する一定規模以上の建築物等をはじめ、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修を行う努力義務を課しており、必要に応じて耐震診断や耐震改修について指導、助言等を行うよう、関係機関の協力を求める。

ウ その他の既存建築物については、広報等で耐震改修及び耐震診断等を受けることを奨励する。

② 住宅の耐震化（木造住宅）

震災による建築物等の破損・倒壊及び二次災害により引き起こされる被害を防止、軽減するため、向日市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進し、震災につよい住宅づくりの推進について定める。

ア 耐震診断

(ア) 対象

延べ面積の2分の1以上の住宅の用に供されている木造住宅のうち、次のいずれかに該当するもの。

a 昭和56年5月31日に存していた建築物又は建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物である住宅

b 地震（京都府知事が定めるものに限る。）による被害を受けたことについて、り災証明されている住宅

(イ) 申込及び耐震診断士の派遣

市は、耐震診断の対象となる住宅の所有者から耐震診断士の派遣の依頼があった場合は、耐震診断士の派遣を検討し、派遣を決定したときは、当該住宅所有者に通知し、耐震診断士を派遣する。

(ロ) 耐震診断結果の通知

市長は、耐震診断が終了したときは、耐震診断結果を住宅所有者に通知する。

イ 耐震改修

(ア) 対象

次の要件を全て満たすものとする。

- ・向日市内の木造住宅
- ・木造住宅で住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の2分の1以上であるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・耐震診断の結果倒壊等危険度の高いもの

(イ) 申請及び決定通知

市は、耐震改修の対象となる住宅の所有者から申請書の提出があった場合は、内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、申請者に通知する。

(2) 長期計画

① 建築物の耐震化

耐震補強等の必要な建物の建替え、改修の場合は、公的資金融資制度の利用を推進する。

② 建築物の不燃化

火災の拡大防止を図るため、市街地再開発事業等の推進により、耐火建築物の建設を促進する。

2 公共建築物の安全性の確保

(1) 短期計画

① 防災上重要な施設等の整備

「向日市公共建築物耐震化事業計画」に基づき、市役所庁舎や避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に建築物の耐震補強対策を講じていく。

② 訓練等

防災設備等がその機能を果たすため、防災、防火等の訓練と併せて、防災設備、消火設備等の操作訓練を実施し、その管理に万全を期すこととする。

(2) 長期計画

① 法基準の遵守

大規模な公共建築物は耐震性を確保するため、建築基準法の遵守を徹底する。

一方、官公庁の庁舎施設については、「官公庁施設の建築等に関する法律」に準じ、一定規模を超える場合は、耐震性を有し、不燃構造を持つ建築物とし、大規模な公共建築物については、建築基準法が求める水準に止まらず、高い耐震性を確保するように努めるものとする。

公共建築物を新たに建築する場合、市庁舎、防災上重要なものは、耐震性の強化を検討する。また、公共建築物のうち、コンピューター室等地震動を抑制すべき部分は、改修して免震構造又は制震構造とすることを検討する。

また、教育施設等について老朽化校舎等から順次改築・補強等を行い、児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

② その他の公共建築物

公共建築物を新たに建築する場合、地盤特性の把握等を行い、ふさわしい構造とする。

③ 旧基準の建築物等

建築基準法の現行耐震基準を満たしていない等の既存不適格建築物について、耐震診断、地盤特性の把握等を行い、必要に応じ、順次耐震改修又は建替えを図っていくものとする。

④ 非常電源の整備

大震災の場合、電源及び配電線の被災による停電により、公共施設としての機能を失うこと

を避けるため、庁舎の全部又は一部に非常電源を整備するものとする。

3 落下物などの除去

(1) 短期計画

地震災害において、自動販売機などの倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材、外部設備等の落下などの防止のため、事前にその除去や危険防止のための固定化、移動防止措置等の普及を図る。

4 ブロック塀等対策

(1) 短期計画

① ブロック塀等の実態調査・指導

ブロック塀や門柱等の倒壊による危険を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように調査を実施する。特に、避難所周辺、避難路、通学路等は、重点的に調査を実施する。

② 生け垣、フェンスへの転換

市内のブロック塀等の実態把握に基づき、その所有者及び管理者に対して、生け垣又はフェンスへの転換を奨励・指導する。

5 災害による建造物等の被害予防計画

- (1) 防災上から、建築基準法、都市計画法等関連法規の啓発を積極的に行い、指導を強化する。
- (2) 公共建造物及び集会場等の構造については、防火設備等防災対策についての指導を強化する。
- (3) 防火水槽等消防施設は、社会の変化に対応し、十分機能が発揮できるよう設備充実を努めるものとする。
- (4) アパート等共同住宅については、防災上特に留意し、消火設備の充実を指導する。
- (5) 一般家庭については、消火器等の備えつけを呼びかけ、その使用方法及び地域住民との助け合いについて指導する。
- (6) 防災設備等が非常時に十分その機能を果たすための防災、消火訓練を実施し、防災設備の管理に万全を期すよう指導する。
- (7) 町内会等の防火防災活動を高めるため、消火器及び防災用品の購入費用について補助する。
- (8) その他、地域住民の防災についての認識を高めるための指導に努めるものとする。

6 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物が、余震等により倒壊するなどして発生する二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施することが必要となる。

このため、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を取りながら、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

7 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要である。

このため、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入体制の整備を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第6節 ライフライン施設の耐震化対策

担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T 西日本(株)京都支店・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部
-----	---

ライフライン、即ち、上水道、下水道、電気、ガス、通信は、都市生活者の生命維持のための根幹的施設であり、健康で文化的な生活の基盤を支えるものである。

市が管理する上水道、下水道の耐震化、耐災化というまでもなく、都市生活者の根幹的施設である電気、ガス、通信は、市が直接に管理しないとしても、大災害を受けた場合の市民の生活に重大な影響を及ぼすことから、これらの耐震化、耐災化、被災の軽度化と復旧対策の推進に絶えず注視するとともに、その促進を訴え、積極的にこれに協力することにより、災害に強いライフラインづくりを目指すものとする。

1 上水道施設

水道施設は、市民の生命維持の基盤であるとともに、消防水利の基本であり、現在、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後、一層耐震性を重視した災害に強い上水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 短期計画

耐震上問題のある施設の改良に努める。

(2) 長期計画

水道施設の地震災害に対処するため、次の施策を講じる。

- ① 老朽配水管を計画的に更新するとともに、耐震化を進める。
- ② 配水管のループ化を進める。
- ③ 取水井戸、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械等の老朽化施設の整備改善を進めるとともに、耐震化を進める。
- ④ 施設が被災した場合における被災の軽度化と復旧の迅速化対策を図る。

2 下水道施設

下水道施設は、市民の衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものであり、一層耐震性を重視した災害に強い下水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 長期計画

- ① 新設又は改築、更新する下水道管及びマンホール等の排水施設については、地震によって下水の排水及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置等の措置を講じるものとする。
- ② 増設又は改築、更新する処理施設については、地震によって下水の処理及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置等の措置を京都府と連携して講じるものとする。

3 都市ガス供給施設

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(1) 防災体制

防災業務計画に基づき、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

① ガス供給設備

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係わる防災意識の高揚を図り、ガスに係わる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 住民に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4 電力供給施設

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

(1) 送電設備

架空電線路は電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建築物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信施設

電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

5 通信施設・設備の整備

電気通信設備の災害による障害発生を極力防止し、障害が発生した場合において、電気通信設備の復旧を迅速かつ的確に行い、電気通信サービスの確保を図るため、N T Tの実施する一般通信施設防災計画について定める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による障害発生を極力防止するため、次の対策を講じ、万全を期す。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信施設等について、極力防水構造化を行う。
- ② 主要な電気通信施設が設置されている局舎建物について、耐震・耐火構造化を行う。
- ③ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、主要区間の伝送路について2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、回線の切り替え措置計画を定め対処する。

6 共同溝

災害に強いライフライン施設とするため、共同溝の建設を検討する。共同溝の建設については、将来的には街路事業、景観事業、歴史の道等と合わせ整備を検討する。

7 鉄道施設防災計画

J R施設の災害防止は列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の実態を把握しあわ

せて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 橋梁の維持、補修及び改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ⑤ 鉄道林、防備林の造成及び落石防止設備の強化
- ⑥ 建物等の維持、修繕
- ⑦ 通信設備の維持、補修
- ⑧ 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ⑨ 路線周辺の環境条件の変化による、災害予防の強化
- ⑩ その他防災上必要なもの

(2) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれのある場合は必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

- ① 気象観測機器の整備
- ② 警戒発令基準を地域気象条件等により定める。
- ③ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ④ 災害応急復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画をたてる。
- ⑤ 職員の非常召集計画及び訓練計画をたてる。

第7節 社会福祉施設防災計画

担 当	市民サービス対策部
-----	-----------

市内の社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、各施設において、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を行う。また、防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけるようにする。

1 短期計画

- (1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火管理体制の整備に努める。
- (2) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

2 長期計画

新規に施設を建設する場合には、福祉対策や耐震構造に十分に配慮し、建設を行うものとする。

老朽化が進んでいる社会福祉施設は、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。

第8節 文化財防災計画

一般対策編 第2編 第1章 第9節を準用する。【一般対策編 2-18頁】

第9節 ため池等の整備計画

担 当	環境産業対策部
-----	---------

1 ため池・貯水施設の整備

(1) 短期計画

- ① ため池に関し、防災調査計画(第4章1節)に基づき、定期パトロールを実施する。
- ② 農業用及びその他のため池の、特に老朽化等により危険なものについては、洪水吐及び堤体等の整備、補強に努めるとともに、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等を行う。

(2) 長期計画

震災による堤防の破堤等による出水を防止するため、農業用ため池の計画的な改修整備を促進する。

第10節 地域防災拠点の整備

1 地理的条件を考慮した地域防災拠点の整備

震災時における交通路の寸断等により、本市域が分断される可能性が考えられる。そのため、市役所の他に、市の北部地域と南部地域に、それぞれ避難場所等を兼ねた地域防災拠点の整備を図る。

2 地域の防災拠点

北部地域…北部防災拠点（寺戸町寺田）
中部地域…中部防災拠点（市役所東側）
南部地域…南部防災拠点（上植野町北小路）

3 地域の防災拠点の概要

- ・物資備蓄倉庫
- ・避難場所（テント、仮設トイレ、炊き出し）
- ・物資集積場所
- ・応援部隊の集結場所など

第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 市民等に対する防災知識の普及対策

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

防災対策は、市をはじめとする防災関係機関の努力だけでは、実効が上がるものではない。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る「責務」を自覚し、防災技術を身につけることが基本である。

市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、発災時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 町内会等、その他各種組織に働きかけて、自主防火防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 府及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識向上を図り、災害発生に備える。
- (4) 町内会等の防火防災活動を高めるため、防火防災器具の購入費用補助制度の普及に努める。
- (5) 発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備が図られるよう普及に努める。
- (6) 緊急地震速報によりの確な行動がとれるよう、緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方等について、市は府と連携し、住民、自主防災組織、事業所等への周知に努める。
- (7) 3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策の普及に努める。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 普及すべき防災知識の内容
 - ① 災害の種類・特質
火災・地震・風水害・土砂災害等
 - ② 発災時のための準備
食料・飲料水・非常持出品の準備
 - ③ 避難と避難誘導
緊急避難、避難心得、携帯品、緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方等
 - ④ 救助・救急
救助に役立つ小物のいろいろ、救護知識、応急手当の知識等

- ⑤ 住宅の耐震対策
家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止落下物対策
- ⑥ ブロック塀・門柱対策等
ブロック塀・門柱の耐震構造化の基礎知識、崩壊防止
- ⑦ コミュニティの形成
近所づきあい・助け合いと奉仕（ボランティア）の心がかよう町内会づくり
- ⑧ 防火対策
防火心得、初期消火、住宅用火災警報器の設置
- ⑨ 戸外の危険対策
電線・ブロック塀・門柱・落下物・橋等
- ⑩ 要配慮者対策
高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等
- ⑪ 旅行先での防災
ホテル、旅館、観光地
- ⑫ 災害の伝承
郷土の災害史や災害体験談などの共有・継承
- ⑬ その他

3 防災知識普及の媒体

防災知識の普及を、次の媒体を用いて努める。

- (1) 広報誌、ホームページ
防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報誌、ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。
- (2) 防災パンフレットの配布
防災関係機関は、機会あるごとに防災啓発パンフレットを作成し、市民に配布する。
- (3) ビデオ等の利用
市所有のビデオ、映画フィルム等を、各種団体の会合時に上映して、防災知識の普及を図る。
- (4) 新聞・テレビの利用
災害予防に関し、特に必要な事項等については、随時新聞等報道機関を通じて防災知識の普及に努める。
- (5) 広報車等による周知の徹底
広報車、消防車等の巡回により、重点的に防災知識の徹底を図る。
- (6) 防災イベント
防災の日（防災週間）・防災とボランティアの日・火災予防運動期間・市民防災の日・雨期前などに、防火・防災関係イベントや講習会等を開催し、それら行事を通じ、防災知識の普及に努める。
- (7) その他
防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識普及に努めるなど、必要に応じ効果的な方法により知識の向上を図る。

4 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命

尊重の精神を培うための教育を推進する。

また、非常災害に備えて学校においては、乙訓消防組合等との協力のもと、児童、生徒、教職員等の生命や身体の安全確保を図るため、校舎、設備の保全を図るとともに、定期的に各種避難訓練や学習会等を実施する。

(1) 児童生徒等に対する教育

地震発生時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の養育及び応急手当等の技能の向上を図る。

(3) 避難訓練の充実

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童生徒に対する訓練に加え、保護者、地域住民も含め、多様な場面を想定した訓練を定期的に行う。

また、地震被害の軽減に寄与することが期待されている緊急地震速報を活用した訓練も検討する。

(4) その他、必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し実施する。

5 家庭での災害教育

(1) 家庭での防災対策の推進

① 地震による人的被害等を軽減するために、平常時から各家庭において、防災対策をたてるよう町内会、婦人会、自主防火防災組織等を通じて浸透させる。

② 家庭については、消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

③ 家具等の転倒防止の促進を啓発する。

④ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

(2) 家庭での備蓄の推進

① 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を求める。

② 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

6 職員に対する防災教育

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施を検討する。また、向日市地域防災計画が的確有効に活用されるよう、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

(1) 普及・啓発の内容

① 地震の基礎的な知識の習熟

平常時の心構えや、地震発生のメカニズム、本市を含めた近隣地域の活断層の実態等、知識の習得を行うとともに、本市に被害をもたらす地震の可能性を認識し、防災の意識づけを図る。

ア 地震の基礎知識

イ 災害に対する地域の危険性

ウ 災害情報等

エ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

② 市の災害対策活動について

ア 災害対策活動の概要

イ 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え

ウ 災害時の役割の分担

エ 災害時の指揮系統の確立

オ 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

カ 発災時、平常業務にない活動への取組み方について

③ 実働マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

なお、実働マニュアルは、防災計画に従って各対策部において作成する。

(2) 普及・啓発の方法

① 職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施する。

② 訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。

7 社会教育等を通じた防災知識の普及

(1) 社会教育施設における学級・講座等を通じた普及

(2) 社会教育関係団体への防災に関する知識の普及

(3) その他の関係団体の諸活動を通じた普及

8 事業所等における防災

(1) 各事業所において、防災計画を樹立し、防災関係機関と調整を図り、防災に万全を期するよう努めるものとする。

(2) 防災訓練、学習を定期的実施するものとする。

(3) 防災関係機関の要請に積極的に協力するものとする。

9 防災訓練の充実

災害時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

災害発生時に素早く行動が起こせるよう、防災訓練の充実を図り、常日頃から地震に対する心構えを身につけておくことが重要である。そのため、各地域において、年1回以上防災訓練を行うよう指導し、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

第2節 防災訓練・調査（パトロール）計画

一般対策編 第2編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 2-25 頁】

第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画

一般対策編 第2編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 2-27 頁】

第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画

一般対策編 第2編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 2-30 頁】

第5節 要配慮者対策計画

一般対策編 第2編 第2章 第5節を準用する。【一般対策編 2-31 頁】

第6節 学校等の防災計画

一般対策編 第2編 第2章 第6節を準用する。【一般対策編 2-33 頁】

第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 防災組織の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第1節を準用する。【一般対策編 2－34 頁】

第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第2節を準用する。【一般対策編 2－35 頁】

第3節 救急・救助・医療救護体制の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第3節を準用する。【一般対策編 2－36 頁】

第4節 避難計画

一般対策編 第2編 第3章 第4節を準用する。【一般対策編 2－38 頁】

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

一般対策編 第2編 第3章 第5節を準用する。【一般対策編 2－42 頁】

第6節 給水拠点等の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第6節を準用する。【一般対策編 2－43 頁】

第7節 広域応援体制の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第7節を準用する。【一般対策編 2－43 頁】

第 8 節 業務継続計画（BCP）の策定

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 8 節を準用する。【一般対策編 2－44 頁】

第 9 節 帰宅困難者対策計画

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 9 節を準用する。【一般対策編 2－45 頁】

第 10 節 車中避難計画

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 10 節を準用する。【一般対策編 2－45 頁】

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第1節 防災調査計画

一般対策編 第2編 第4章 第1節を準用する。【一般対策編 2-46 頁】

第2節 土砂災害等予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局
-----	---------------------------------

地震等による土砂災害を予防するために必要な事業又は対策に関する計画を定める。

1 災害防止対策

急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の公表をし、市民の生命、安全を守るため、必要な措置をとるものとする。

2 治山対策

山腹崩壊による人家、道路等の災害を防止するため、既設保安林の維持強化を図るとともに、保安林以外の山地災害危険地区についても、保安林の指定を進め、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

(1) 短期計画

- ① 府に対して、治山事業の促進を要望する。
- ② 山林の伐採時には、植林の指導を行う。
- ③ 危険地区のうち前節の災害危険箇所は、緊急災害調査員を定め、これを定期的に調査する。
地震又は地盤災害が発生した場合、緊急調査等を行う。

※ 治山事業の施行状況及び山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）は、【一般対策編 2-61 頁】のとおり。

3 宅地造成工事等に伴う対策

【一般対策編 2-59 頁】による。

4 砂防事業

土砂災害を防止するための防災事業については、【一般対策編 2-61 頁】による。

5 誘因の監視

平時から危険箇所の把握を行い、地震時における地滑り等の発生する箇所の把握を行うために、次のような監視活動を行うものとする。

また、災害発生の危険性があると判断された場合は、京都府が配信する土砂災害警戒情報システ

ム、イントラネット、その他、気象に関する情報提供による監視システムを利用し、雨量データや気象状況を把握し、市民の避難指示等を判断する手段とする。

(1) 緊急調査員による監視

危険箇所については、平時より定期的なパトロールを行う。

(2) 湧水等の監視

がけからの湧水及び地下水流路の変動について井戸水の水位の変化を監視する。

※ 京都府土砂災害警戒情報システム及び土砂災害警戒情報連絡ルートについては、【一般対策編 2-64 頁】を参照

6 住民への周知等

災害発生時には、できるかぎり速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう、平時より住民に対し周知しておくとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行う。

第3節 消防力の整備方針

一般対策編 第2編 第4章 第2節を準用する。【一般対策編 2-47 頁】

第4節 危険物等保安計画

一般対策編 第2編 第4章 第3節を準用する。【一般対策編 2-49 頁】

第5節 応援派遣に関する計画

一般対策編 第2編 第4章 第4節を準用する。【一般対策編 2-51 頁】

地震対策編

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 初動活動

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

市域に地震（以下、震度4以上の場合を「地震」という。）が発生した場合、その被害の軽減の基本は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さである。特に勤務時間外に災害が発生した場合の市職員の初動活動のあり方は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さに大きな影響を与えるものである。職員が、個別に自主的にとる行動が災害応急対策活動として有効に働くような初動活動を定めることとする。

1 準備事項

市職員は、震災時についてあらかじめ定められた、自主参集基準、災害対策本部開設基準、動員基準、所属部署の事務分掌、自己の行うべき事務等について十分習熟する必要がある。

2 勤務時間内に地震が発生した場合

勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している住民の安全を第一とし、合わせて職員一同、机の下にもぐる等、身の安全に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、地震時の最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

(3) 緊急避難

地震の鎮静化を待ち、余震に備えて、危険な通路を避けて屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(4) 被害者の救出

住民、市職員等が庁舎内で被災した場合、その被害者を速やかに救出し、救急手配若しくは病院へ搬送する。

(5) 被害状況の把握

① 庁舎等の被害状況

庁舎全体の被害については、総務対策部が調査し、課内や各課所管施設については各課で調査を行い、事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、緊急活動計画の作成等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 市内の被害状況

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、把握できた範囲から府へ連絡するものとする。

ただし、通信の途絶等により府に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

③ 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(6) 組織的応援活動の始動

① 集結

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い、緊急活動計画を作成する。要員不足が見込まれる場合は、応援を事務局に要請する。

② 緊急発動

災害応急対策活動の方針を決定するのに必要な情報関係部署、及び安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、人命救助（救急、救助、医療救護）、二次災害危険地区の調査等に関する事務を分掌する、急を要する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部の長若しくはその代行者を対策部長とし、その指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 組織的災害対策活動の始動

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

3 勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に地震が発生した場合の初動は、次による。

(1) 参集

① 市職員は、震災が発生した場合、ラジオ・テレビ等を視聴し、発表される震度が、自主参集基準である6強を越える場合、全職員は可能な限り早く、あらかじめ定められている参集場所に集合するものとする。ただし、震度4、震度5弱又は震度5強の場合は、別に定める。

② 市職員の参集にあたっては、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装とする。

③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、自動車による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。

④ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、住民と協力し、緊急に必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。

⑤ 市職員は、参集途上において被害の状況を把握し、これを概略情報報告書にとりまとめて、

所属部署又は参集場所の長に報告する。

- ⑥ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても、定められた配置部署に着くことが困難な場合は、通信連絡等により所属対策部長又は災害対策本部の指示を受けなければならない。

(2) 参集場所の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大震災により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、概略情報報告書の記述等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(3) 現状把握

混乱した室内の応急処理後、既に所属部署に到達している災害情報や指令書に目を通し、あるいは、先に参集した職員から情報を得るなど、自部署の活動状況、今後の方針、被災状況等の現状把握に努める。

(4) 組織的災害応急対策活動の始動

① 集結、計画及び参集報告

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い緊急活動計画を作成する。事務局に参集人員及び参集見込み人員を報告し、要員不足が見込まれる場合は、応援を要請する。

② 緊急発動

災害対策活動の方針を決定するのに必要な情報に係する事務を分掌する部署、人命救助（救急、救助、医療救護）、安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、二次災害危険地区の調査等に係する事務を分掌する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部署の長若しくはその代行者等の指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 災害対策本部指示

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

第2節 組織及び動員

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

災害警戒本部又は災害対策本部は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、市長が指示し設置する。

市長は、災害対策本部長になり、災害応急対策活動、各行政機関を統括し、迅速かつ機動的に

推進する。

第 1 組 織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の設置基準

市域に震度 3 の地震が発生したとき、市長の指示により危機管理監がこれを設置する。その者が不在の場合は、その者が指名した代理者が設置する。

(2) 災害警戒本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

(3) 災害警戒本部の設置場所

庁舎内に設置する。

(4) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。また、動員については、第 2 「動員計画」で定める。

2 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部の設置基準

① 市域に震度 4 以上の地震が発生したとき、自動設置とする。

② 市域に地震が発生し、市長又はその代理の者が必要と認めたとき。

(2) 本部長及び市長不在の場合の災害対策本部設置の指示

災害対策本部が設置されたとき市長が災害対策本部長（以下において「本部長」という。）となる。市長不在の場合、災害対策本部の指示は市長を代行して副市長、教育長がこれを行う。

(3) 災害対策本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

(4) 災害対策本部等の設置場所

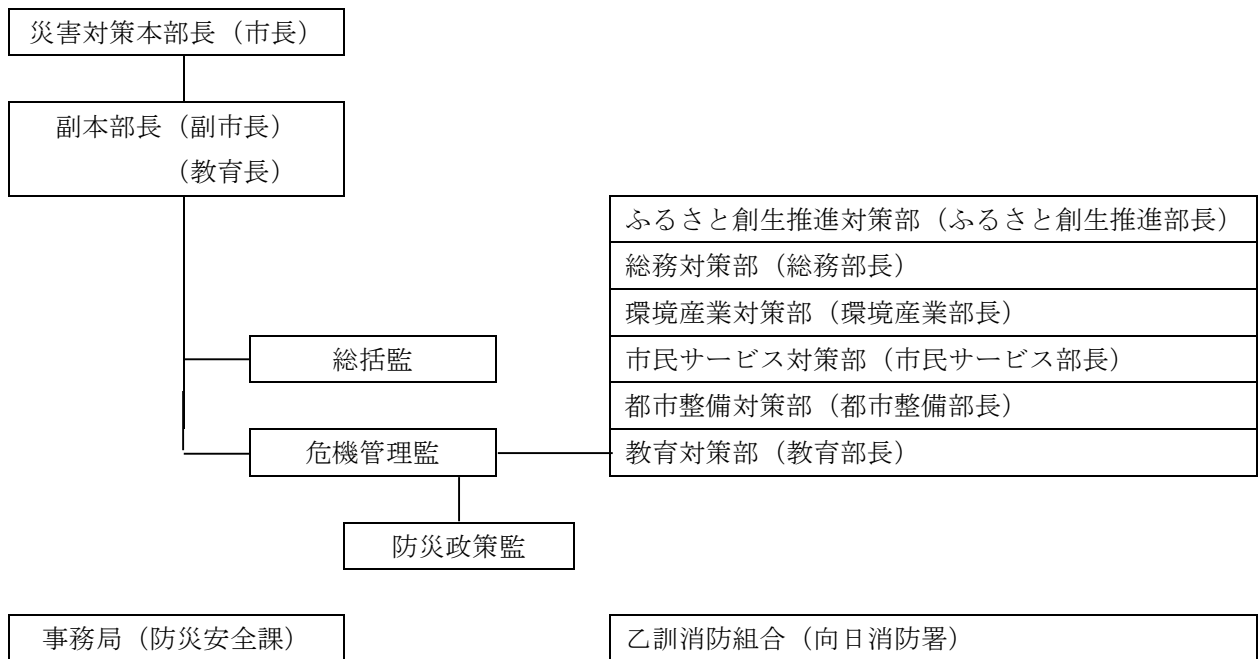
市庁舎内に設置する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織及び本部会議の構成

災害対策本部の組織及び本部会議の構成は、次のとおりとする。



- (2) 災害対策本部長は、災害対策本部の組織について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、前項と異なる組織とすることができる。
- (3) 災害対策本部長は、本部会議の構成について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、副本部長及び関係本部員のみによる本部会議を開くことができる。
- (4) 出動した各対策部は、直ちに編成を行い、災害対策本部に報告するとともに状況把握に努める。
- (5) 災害対策本部には、各対策部から対策部長及び連絡員を常時待機させる。
- (6) 各対策部所管業務のうち、情報処理に関すること、公用車両に関すること、避難対策に関すること、広報に関すること、予算に関すること、その他災害対策本部全般に係る業務については、必要に応じて要員が所管の対策部から災害対策本部に出向いて行う。

4 本部会議

災害応急対策活動のための基本方針並びに迅速かつ機動的な災害応急対策活動の実施に必要な事項の決定等を行うため、本部会議を開催する。本部会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、危機管理監、防災政策監及び各対策部長をもって構成する。本部会議は、災害対策本部長の召集によって開催される。

5 災害対策本部の業務分掌

災害対策本部の業務分掌は、おおむね【資料編 資料2-5】のとおりとし、活動を円滑にするため各対策部長は、業務分掌の細部を定め、班長を指名するものとする。

6 災害応急対策関係の標識等

災害対策本部が設置されたとき、又は、警戒体制等の業務に従事するときは、【資料編 資料2-26】腕章及び標識を着用又は掲げるものとする。

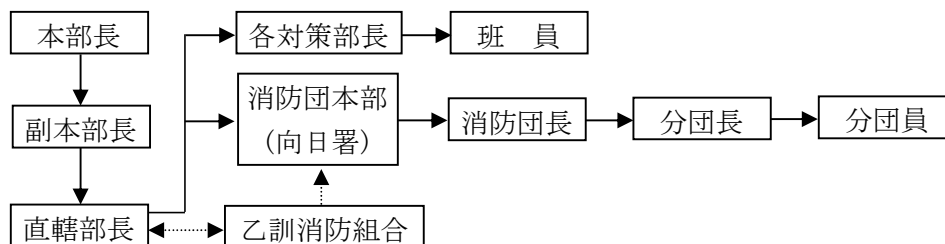
第2 動員計画

災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部等の動員は、次のとおり行う。

1 災害対策本部体制における職員の動員

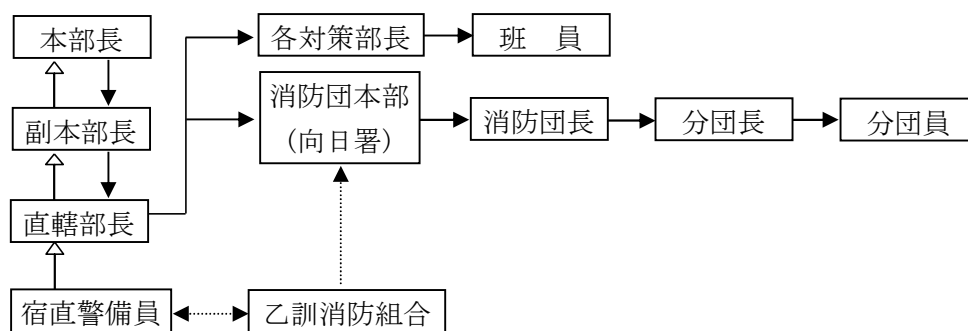
(1) 勤務時間内

- ① 庁内放送による伝達により行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。



(2) 勤務時間外

- ① 動員表に定められた職員は、各自に定められた参集場所に自主参集するものとする。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。
- ③ 動員の指令連絡系統



④ 動員の方法

庁内電話又は携帯電話、加入電話を活用して動員し、電話連絡等が不能の場合には、電子メール等を活用する。

- ⑤ 各対策部長は、状況に応じ必要な増員を行う。
- ⑥ 各対策部長は、動員状況の把握に努め、他の対策部長から応援の要請があった場合には、必要に応じ応援配備を行う。
- ⑦ 対策本部設置協議者には、携帯電話、加入電話、E-Mail による指令を行う。

(3) 動員数

動員数は、次の動員表による。なお、必要な場合は、消防吏員を、市災害対策本部要員として派遣するよう乙訓消防組合消防長に要請するものとする。

標準動員表

単位：人

種別	配備時期	対策部名						合計
		ふるさと創生推進対策部	総務対策部	環境産業対策部	市民サービス対策部	都市整備対策部	教育対策部	
災害警戒本部	震度3の地震が発生し、市長又はその代理の者が必要と認めたとき	2	2	5	2	4	2	17
第1号体制	震度4以上の地震が発生したとき	4	7	6	17	10	6	50
第2号体制	震度5弱以上の地震が発生したとき	8	13	12	34	20	13	100
第3号体制	震度6強以上の地震が発生したとき	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
※各対策部に含まれる部局 ふるさと創生推進対策部：会計課 総務対策部：議会事務局、監査事務局 ※消防団は別途出動計画による。 ※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部において必要と認められる場合には増員するものとする。 ※出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。 ※上記人数には、対策部長を含む。 ※動員指令を受けていないものは、待機とする。（勤務時間外は自宅待機）								

乙訓消防組合の職員の動員については職員動員計画による。【資料編 資料2－9】

2 初動対応職員

(1) 初動対応職員

閉庁時に向日市において震度5弱以上の地震が発生した場合、災害の状況に応じて応急的初

動対応を担当する職員を、各対策部長が所属する職員のうちから指名する。

- (2) 初動対応職員の動員は、危機管理監又は各対策部長が必要と認めた場合、各対策部長が電話等により行う。

第3節 情報収集・伝達

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

震災発生時において、災害応急対策を円滑に実施するため、市域の災害の発生状況、各施設の被害状況等を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関に報告し、その災害応急対策と災害の軽減に万全を期すものとする。

第1 災害時の通信

震災時において、通信施設の被害や通信需要の急増のため、通信途絶等が懸念される。緊急事態下の緊急通信を確保するため、複数のルートが使える体制とする。

1 通信設備応急対策

地震が発生した場合、次の災害応急対策を実施する。

- (1) 通信機用電源の確保（予備電源設備、発電機等）
- (2) 通信の確保（防災行政無線）
- (3) 輻輳対策（優先電話の利用）

2 通信体制

(1) 一般加入電話

震災時の通信連絡手段は、ファクシミリ等を含む一般加入電話による通信を原則とする。

(2) 無線通信体制

有線通信施設が使用できなくなった場合は、向日市デジタルMCA無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システム等の通信を利用する。

① 向日市の無線通信

向日市の無線通信網として、向日市デジタルMCA無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システムを設置している。

【防災行政無線の状況】

無線の種類	基地局	移 動 局		参 考
		車 載	携 帯	
向日市デジタルMCA無線	1		22	800MHz帯

② 携帯電話

地震による有線電話の電話回線被害や輻輳による通信途絶への備え、又は、現場活動報告、伝達の効率化のため、緊急時には携帯電話を活用する。

③ 非常無線通信

震災時に通信施設等の利用が困難な場合で、非常無線発令のときは、アマチュア無線局等の利用を図ることとし、平素よりこれらの無線局に協力の依頼を行うこととする。

④ 京都府への連絡

京都府衛星通信系防災情報システムや乙訓消防組合が保有する無線を有効に活用するほか、他機関及び民間通信施設の利用等により迅速に対処するとともに、京都府に関する連絡については、京都地区非常無線通信協議会の定める防災系非常通信経路【資料編 資料2-11】を利用する。

(3) 優先順位

① 被害状況の把握

緊急時において重要通信を確保するために、通信システムの被災状況を迅速かつ的確に把握し、必要な応急措置を行う。

② 通信の利用制限

通信の利用について、次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又は、そのおそれがある場合は、電話サービス契約約款に基づき、重要通信を優先的に確保する必要性から通信の利用制限を行うこととされているため、注意を要する。

ア 通信が著しく輻輳する場合

イ 通信電源確保が困難な場合

ウ 回線の安定維持が困難な場合

③ 通信輻輳の場合の向日市デジタル MCA 無線の利用

一般加入電話の被害が著しく、又は、通信が輻輳して、通信が混乱している場合における向日市デジタル MCA 無線の利用は、次のとおり行う。

ア 公衆電話が優先電話になっているため、これを使用する。

イ 特に、緊急なものに限り、向日市デジタル MCA 無線を利用する。

ウ 利用は緊急なもの、重要なものを優先する。

(ア) 災害対策本部長・副本部長の指示・命令

(イ) 新たに災害応急対策活動を必要とする事項の通報

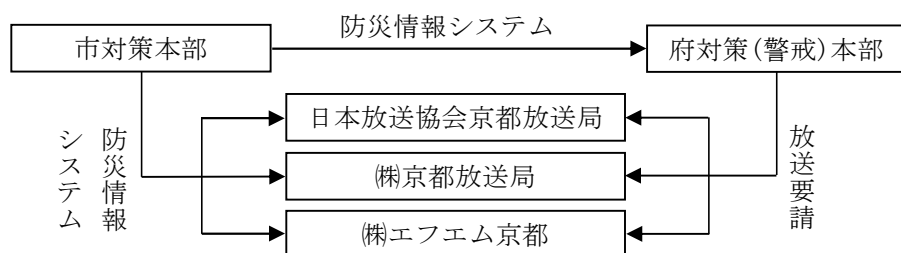
(ウ) 初期の応急情報の通報

(エ) 部長・班長の災害応急対策に関する重要な指示・命令事項

(オ) その他重要な事項

(4) 放送要請

緊急を要する場合、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項についての放送を要請する。



※緊急警報放送要請様式「緊急警報放送の要請に関する覚書」参照【資料編 資料1-13】

(5) その他の通信手段

① 災害用伝言ダイヤル 171

被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

② 災害用伝言板（w e b 171）

災害等の発生時に、被災地域（避難所を含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録・閲覧が可能なサービス。

③ 災害用伝言板サービス

震度 6 弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するもの。

携帯電話から、利用者が自分の安否情報を登録することにより、安否情報等を文字により連絡。

※ 「災害用伝言ダイヤル 171」「災害用伝言板（w e b 171）」は、NTT西日本㈱の提供するサービスです。

④ 緊急速報メール

向日市域の受信可能携帯電話の所有者に対し、災害情報を一斉配信することのできる緊急速報メールを活用する。

⑤ 防災情報お知らせメール

向日市域に発令されている気象、地震等の災害等に関する情報について、事前に登録している人を対象にメール配信ができる、向日市防災情報お知らせメールを活用する。

第 2 災害時の情報収集伝達体制

災害の発生後の期間を初動期と混乱安定期・安定期に分け、それぞれの期間における情報収集伝達体制を確立する。

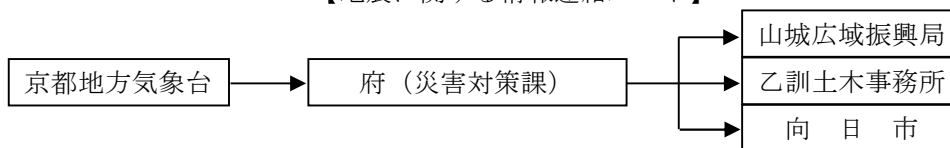
1 概略情報の収集・報告（初動期）

(1) 収集すべき情報の種類

① 災害情報

地震の規模、震央の位置、当地域の震度、周辺地域の震度等

【地震に関する情報連絡ルート】



② 被害情報

ア 人的被害等の情報

人的被害の発生状況、救急救助情報、医療・救護情報、被災世帯数等

イ 住家の被害情報

建築物の全壊・半壊・一部損壊の状況、建築物の全焼、半焼の状況等

ウ 公共・公益施設等の情報

道路・小河川等の被害、交通施設被害、交通状況、電気、ガス、上下水道、電話施設等のライフライン施設の状況等

エ 避難所等の情報

建築物の破損の状況、電気、ガス、水道、電話等の状況等

オ 地震発生に伴う二次災害危険区域等の情報

出火・消火の状況、延焼拡大の状況、土砂災害等の危険区域の状況、危険物施設の被害又は災害発生危険性、応急対策の状況等

カ 市民の動向に関する情報

市民の動向（混乱の発生状況等）、住民の要望・苦情・問合せ事項等

③ 防災活動に関する情報

ア 市民の動向（混乱の発生状況等）

イ 避難指示等の状況

ウ 各対策部の活動状況

エ 応援要請状況

オ 応急措置の概要

カ 救助活動の状況

キ 病院の受入れ状況

ク 住民の要望・苦情・問合せ事項等

ケ その他の状況

(2) 概略情報の収集・伝達

地震発生直後において、速やかに災害の拡大防止と被害の軽減措置を実施するため、次により必要な災害情報及び被害状況の概略情報の把握に努める。

① 情報入手の手段と対応方針

ア 京都府からの地震情報

京都府からの地震情報は、事務局に伝達される。事務局は、直ちに災害対策本部設置基準並びに動員表に照らし、その結果を市長（災害対策本部長）に報告し、必要な処置を行う。

イ 乙訓消防組合との情報系統

向日市内の災害情報連絡は、向日市災害対策本部から乙訓消防組合警防作戦室へ行き向日消防署には、乙訓消防組合警防作戦室が行う。

系統図は、次表のとおりとする。



ウ 報道機関からの情報

地震発生とともに、テレビ、ラジオの聴取を行い、必要なものはビデオに収録し、これをまとめて本部に報告する。

エ 被害状況、二次災害危険区域等の概略情報

災害応急対策活動の指針とするため、被害状況等を次により、概略情報として把握する。

(7) 職員情報

a 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員が参集途上で得た情報を、「概略情報報告書」

【資料編 資料3-1】にとりまとめ、所属対策部長に報告する。所属対策部長はこれを速やかにとりまとめて、災害対策本部に報告する。

b 現場活動情報

職員の現場活動における往復の道路周辺及び活動現場周辺の情報を、無線等で災害対策本部に報告する。

c 現地調査情報

参集情報、現場活動情報又は次の住民情報、問合せ情報でも情報が得られない情報空白地帯について、職員を派遣して現地調査を行い、その状況を現地から無線等で災害対策本部に報告するとともに、これを図面等にとりまとめて、災害対策本部に報告する。

(イ) 住民からの通報、相談等の情報

住民からの通報、相談、問合せ、要望事項、苦情等の情報を概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する

(ウ) 問合せ情報

災害状況、情報空白地帯の状況や二次災害危険区域の状況等の把握は、先の現地調査によるほか、市の外部施設管理者、自治会長、知人等への問合せによりこれを行い、概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。ただし、問合せ先も被害を受けている場合があるので、十分な配慮を持って対応する。問合せ先として自治会、自主防火防災組織等をあらかじめ定め、事前に了解を得ておくものとする。

② 各対策部からの情報収集

ア 緊急報告

職員は、参集情報と被災状況報告をとりまとめて災害対策本部に報告する。

イ 所管業務にかかる被害状況の報告

対策部長は、災害対策本部設置後速やかにとりまとめ、所管業務にかかる被害状況を災害対策本部に報告すること。ただし、大災害で、他に急を要する部署の応援が必要な場合は、この限りではない。

ウ 各対策部の活動状況等の報告

対策部の班長は、指定された定時及び(1)のウに掲げる事項が判明次第、そのつど対策部を通じて災害対策本部に報告する。

③ 収集した概略情報の整理・報告

事務局は、収集された前項の概略情報を、緊急に図面情報を含めた概略情報報告書として整理し、定時的又は重要な情報が入手しだい、災害対策本部に報告する。

④ 収集情報の伝達

災害対策本部に報告された、概略情報報告書、各対策部の所管業務被害状況報告及び活動状況の報告等は、「災害報告及び対策処理票」【資料編 資料3-2】により伝達し、災害応急対策活動の円滑化に努める。

2 詳細情報の収集・報告（混乱安定期・安定期）

(1) 安定期の情報

初動混乱の脱却とともに、り災者に公平な援助を行うために必要な詳細で正確な情報の把握に努め、併せて府、関係機関等への報告資料とする。

(2) 被害状況報告要領

この要領は、災害対策本部が本市に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況を知事に報告しなければならない。

① 報告の種類

ア 災害概況即報

イ 被害状況報告

ウ 被害確定報告

② 報告の内容と時期

ア 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「災害概況即報(災害対策本部用【資料編 資料3-3】)、(京都府提出用【資料編 資料3-4】)」により報告する。

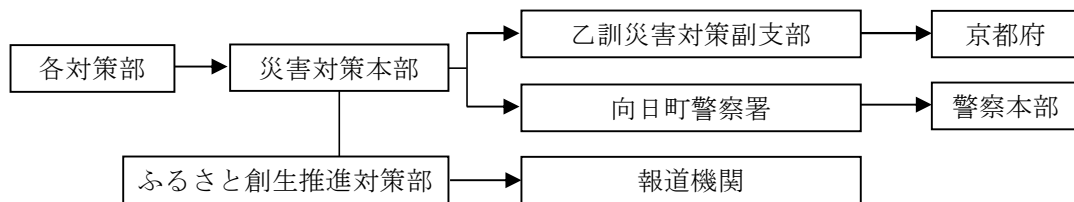
イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告(1)」【資料編 資料3-5】により報告すること。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「被害状況報告(2)」【資料編 資料3-6】により報告すること。

③ 被害状況等の報告系統



※ 災害概況即報・被害状況即報は、原則として電話・ファックス及び京都府衛星通信系防災情報システムで報告する。

④ 被害程度の認定基準

被害程度認定基準については、【資料編 資料2-7】のとおりである。

第4節 広報活動

第1 向日市の行う広報活動

一般対策編 第3編 第1章 第4節を準用する。【一般対策編 3-14 頁】

第2 防災関係機関の行う広報活動

一般対策編 第3編 第1章 第4節を準用する。【一般対策編 3-15 頁】

第5節 道路等の緊急確保

第1 緊急輸送ルート

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-15 頁】

第2 道路対策のための緊急出動

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-16 頁】

第3 交通規制

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-17 頁】

第4 緊急通行車両の取扱い

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-20 頁】

第5 道路の障害物除去

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-20 頁】

第6節 緊急輸送網

第1 緊急輸送

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-21 頁】

第2 緊急輸送網の確保

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-22 頁】

第3 輸送の確保

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-22 頁】

第7節 火災等二次災害緊急対策

第1 消防活動

一般対策編 第3編 第1章 第1.1節を準用する。【一般対策編 3-28 頁】

第2 危険物施設等の応急対策

一般対策編 第3編 第1章 第1.1節を準用する。【一般対策編 3-29 頁】

第3 水防計画

一般対策編 第3編 第1章 第1.2節を準用する。【一般対策編 3-31 頁】

第4 地震時の土砂災害対策

一般対策編 第3編 第1章 第1.3節を準用する。【一般対策編 3-32 頁】

第8節 応援、派遣の要請等

第1 近隣市町村等との応援要請

一般対策編 第3編 第1章 第1.4節を準用する。【一般対策編 3-33 頁】

第2 関係協力機関への応援要請

一般対策編 第3編 第1章 第1.4節を準用する。【一般対策編 3-36 頁】

第3 自衛隊への災害派遣要請

一般対策編 第3編 第1章 第14節を準用する。【一般対策編 3-36頁】

第4 市民組織等の活動

一般対策編 第3編 第1章 第14節を準用する。【一般対策編 3-39頁】

第9節 緊急避難

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局
-----	---------------------------

地震による被害又はその二次災害から住民の生命、身体を保護するため、災害危険区域から住民を避難させるための避難指示等の発令及び誘導を行い、併せて避難者を収容するための避難所の開設・運営について定める。

第1 避難情報の伝達

災害対策本部長は、大震災が発生した場合、同時多発火災等による延焼の拡大等、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、要避難地区の住民に対し、避難指示を行う。ただし、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

【実施責任者】

実 施 者	避難情報等の区分	災害の種類	根 拠 法 令
市 長	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命 を受けた職員	指 示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者 (市 長)	指 示	洪水	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

上記のとおり、災害の種類等によりそれぞれ実施責任者が定められているが、災害全般については、第一次的に直結する市長が避難指示を行うものとする。

1 避難指示対象

(1) 対象地区

対象地区は、地震による二次災害の予想されるところで、次の地区である。

- ① 同時多発火災等で、延焼の危険のある地区
- ② 山崩れ、崖崩れ等土砂災害の危険が予想される地区
- ③ 危険物災害発生のおそれがある地区
- ④ その他避難を必要とする地区

(2) 対象者

- ① 避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内の全ての者を対象とする。
- ② 避難対象区域以外の市民であっても、被災のおそれのある場合は、自主的に避難を行う。

(3) 避難指示等

地震により市民の生命・身体に危険が及ぶと認められる場合は、その地区の住民に対し、次により、避難のための立ち退きを指示する。

① 向日市長の避難指示（災害対策基本法第 60 条）

災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められる場合は、向日町警察署長、向日消防署長と協議のうえ立ち退きを指示する。この場合、速やかに知事に報告する。

② 京都府知事又はその命を受けた京都府職員の指示（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 2 9 条、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 33 号)第 25 条)

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は、危険区域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

③ 警察官の指示（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認められるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。

この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

④ 自衛隊の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り避難等の措置をする。

(4) 避難指示の基準

避難指示は、おおむね次の基準による。

① 避難の準備

諸般の状況から、避難準備をさせておく必要があると認められたとき。

② 事前避難

諸般の状況から、事前避難の必要があると認められたとき。

③ 緊急避難

地震、火災、地滑り等の災害が目前に切迫し、危険があるとき。

(5) 伝えるべき内容

避難指示の場合、市民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

① 避難対象地区

② 避難指示の理由、原因

③ 避難先及び必要に応じて避難経路

④ 避難行動における注意事項

ア 戸締まり及び火気危険物の始末

イ 携帯品は、最小限に限定

ウ 服装は軽装とし、帽子、頭布等を着用。多少の肌着などの着替えや防寒雨具も携行

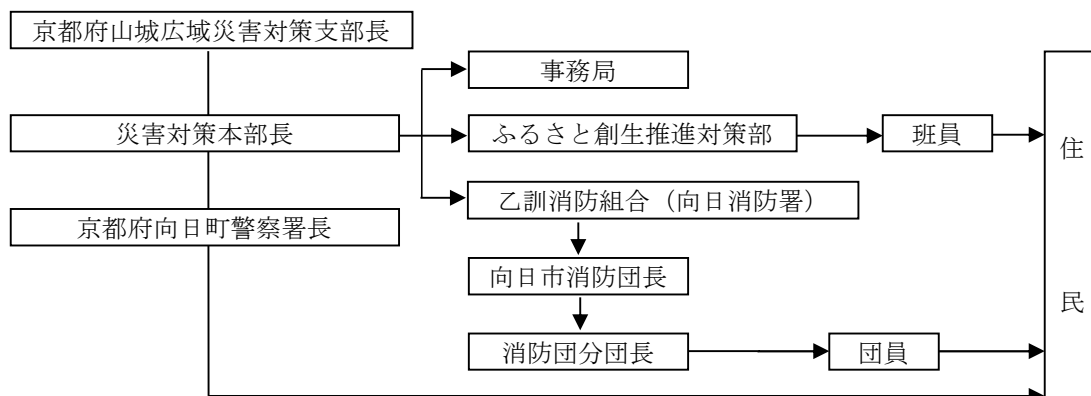
エ 避難は、徒歩を原則

2 避難指示又は解除の伝達

(1) 地域住民に対する伝達

① 避難指示又は解除の伝達系統

避難指示又は解除は、自治会、消防団の協力を得て、次の方法により、周知を図る。



② 伝達の手段

広報車、自主防火防災組織等を利用し、迅速かつ的確な方法で関係地区住民に指示をする。

ア 拡声器又は口頭による周知

イ 広報車による広報

ウ 個別訪問による伝達

エ 防災・防犯情報メール配信システム

オ 緊急速報メール

カ 防災情報お知らせメール

(2) 京都府知事に対する報告

市長等が避難指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域災害対策支部長を通じ京都府知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(3) 関係機関への連絡

① 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し事前に体制を整える。

② 警察機関への連絡

避難住民の誘導整理のため警察機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

第2 避難の誘導

地震が発生した場合、避難者の生命身体を守るため、適切な避難誘導を行い、避難者を安全に避難場所に誘導する。その際、できるだけ自治会・町内会等ごとに避難集団を形成して行う。

1 避難準備

(1) 市民の避難

市民の誘導は、警察官、向日市消防団員、自治会及び自主防火防災組織等の協力を得て行い、次の事項に配慮する。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
 - ② 避難者は、三日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、照明器具、救急薬品等を携行する。
 - ③ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
 - ④ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替や防寒雨具を携行する。
 - ⑤ 家具類等大量の荷物は、持ち出さない。
 - ⑥ ②～④までのうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにしておく。
 - ⑦ 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児を収容している施設にあつては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。
 - ⑧ 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難を行う。
- (2) 学校、事業所等における誘導
- 学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における地震発生による避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。
- (3) 交通機関等における誘導
- J R等の交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難者の誘導

避難指示が発せられた場合は、避難指示の対象地域、避難先、避難理由等を明示し周知徹底を図るとともに避難者を誘導する。

(1) 避難順位

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者
- ② 防災活動従事者以外の者
- ③ 防災活動従事者

(2) 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- ② 家屋の補強及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について、次の措置をとる。

ア 緊急の場合

現金、貴重品ほか日用品、身廻品を最小限にする。

イ 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲にする。

3 車両等による移送

(1) 車両等による移送

孤立集落又は避難途中に危険がある場合、又は、高齢者、傷病者ら通常的手段では避難できない住民は、車両等を利用して移送する。

(2) 避難道路の選定

- ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
- ② 避難道路には、向日市消防団員、警察官等を配備する。

- ③ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。
- ④ 道路上の障害物件を除去する。

4 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、向日市消防団員、自主防火防災組織等の協力を得て、立退きに遅れた者等の有無の確認に努め救出を行う。
- (2) 避難指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては、強制措置をとる。

5 避難支援

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ作成した「向日市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者情報の共有、災害時要配慮者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要配慮者一人ひとりの避難支援を含めた個別計画の策定を目指す。

第3 避難所の開設

地震又はそれによる二次災害の危険性等により、災害対策本部が避難指示を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女や性的マイノリティの視点等に配慮する。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ① 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、各対策部と学校長等の施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。
- ② 災害対策本部は、避難指示が行われたとき、又は、自主的に避難が行われたときは、直ちに避難所を開設する。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入室を禁じる。
- ③ 避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、避難所開設運営マニュアルを作成するなど、あらかじめ定めておく。

(2) 避難所開設の報告

- ① 市長は、避難所を開設したときは、直ちに京都府知事及び向日町警察署長に対して、次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の目的
 - イ 避難所開設日時、場所及び施設名
 - ウ 収容状況及び収容人員
 - エ 開設期間の見込み
 - オ その他参考となる事項
- ② 避難所の責任者は、収容者を確実に把握し、一定時間毎に災害対策本部に、次の事項を報告する。
 - ア 避難所収容者名簿
 - イ 避難所開設日誌
 - ウ 物品出納簿

2 避難所の指定及び避難者の収容

地震時における避難所として、学校、公民館等各種公共建物及び防災協力農地を指定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくとともに、地震の程度・状況に応じて、その他未指定の公共施設、神社、寺院、公民館及び仮設テント等を避難所とし、避難者を収容し保護する。

第4 要配慮者の緊急避難等

平常時より市は関係機関とともに、あらかじめ在宅の要配慮者の状況を把握するとともに、在宅の要配慮者と地域住民及びボランティア等との関係を深めておくものとし、地震時には、災害対策本部は、地域住民及びボランティア等とともに、緊急避難、避難生活等の介助、支援及び必要な配慮を行うものとする。

1 要配慮者

要配慮者とは援護を要する高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害が発生したとき、被害を受けやすい人をいう。このほか、日本語の不自由な外国人、地理に不案内な観光客も、災害が発生したとき、被害を受けやすいことから要配慮者とする。

2 在宅の要配慮者の緊急避難

- (1) 地震発生時で、緊急避難を要する地域に居住し、又は緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対し、本部は、関係機関、地域住民及びボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた要配慮者を救出する。
- (2) 介助を要する者については、家族のある場合でも健常者の場合に比べて荷物が増え、その上介助を要するなど家族の負担が大きいことから、可能な限り近隣居住者、顔見知りの者、民生児童委員等と協力し、特に独居者には、地域住民及びボランティア等のほか、市職員、警察官、民生児童委員、自主防災組織、向日市消防団員が協力して、介助及び荷物の搬出等を行う。
- (3) 避難誘導に際しては、要配慮者に十分な配慮を行い、必要に応じ車両、避難者の介添えを行う。
- (4) 本部は、居宅に取り残された要配慮者を迅速に発見するため災害時避難行動要支援者名簿等を利用し、警察官、民生児童委員、自主防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、地域住民及びボランティア等と協力し、居宅に取り残され、救助を要する要配慮者の迅速な発見に努める。要配慮者を発見した場合には、直ちに避難を行う。

3 社会福祉施設等の入所者、通所者

災害対策本部は、老人ホーム等入所施設、保育所等通所施設につき、被害状況及び避難の要否等必要事項を、施設管理者等を通じて緊急に把握し、適切な措置を行うとともに、これを京都府山城広域災害対策支部に緊急報告する。

(1) 社会福祉施設等の事前体制

入所又は通所施設としての社会福祉施設等は、平常時から地震を想定した防災計画を策定して地域の自主防火防災組織、自治会、災害・福祉ボランティア組織等との連携を強化し、これら組織と連携して防災訓練、防災教育を実施し、緊急時に備えるものとする。併せて、必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、要配慮者のために万全を期する。

① 防災体制

- ア 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。
- イ 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

② 防災訓練

- ア 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- イ 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導する。

③ 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

(2) 被害状況の把握

施設管理者は次の状況を緊急に把握し、本部に報告する。

- ① 施設入所者、施設通所者の被害状況
- ② 施設・設備の被害状況
- ③ 避難を要する人員
- ④ 避難の緊急性
- ⑤ 他施設等からの被災者の受入可能な障害等の種別及び人員数
- ⑥ 飲料水又は生活用水、食糧、日用品、生活関連資機材等当面の生活に必要な物資等の状況

(3) 緊急措置

施設管理者は必要に応じ、次の緊急措置を行う。この場合、必要な応援を本部に要請するとともに、地域住民、自主防火防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

- ① 安全確認
- ② 避難誘導、移送等。又は保育所の場合、乳幼児の保護者への引き渡し
- ③ 施設倒壊等による入所者・通所者等の救出、救助、救急
- ④ 初期消火
- ⑤ その他

4 社会福祉施設等の要配慮者の移動等

(1) 避難誘導、移送措置

社会福祉施設・設備の損壊等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等必要な支援を行う。

(2) 移動

移動は原則として避難誘導による徒歩とする。避難誘導には、自主防火防災組織、消防団員、民生児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得、危険の少ない避難路を選定して行う。危険な場所から脱出する場合、遅くならないよう十分な注意を払う。要配慮者の健康状態や、移動能力により、車両による移送を行う。

5 要配慮者の避難所等への入所

- (1) 要配慮者は人により、配慮すべき内容が大きく異なるため、要配慮者の避難所等への入所にあたっては、それぞれの適性を考慮し、あらかじめ福祉避難所を指定するなど、優先的に場所を定める。
- (2) 避難所への入所が要配慮者の大きな負担になるなど困難な場合は、適当な施設を選定し移送する。市域に適当な施設がない場合は、京都府山城広域災害対策支部又は近隣市町に入所のあつせんを要請する。

- (3) 避難所に入所した要配慮者の障がい等の種類、程度に従い、要配慮者のために必要な生活・介護・治療等に必要な資機材を調達する。

なお、福祉用具に関する協定は、【資料編 資料1－52】のとおりとする。

- (4) 要配慮者の避難所生活を容易にするため、段差解消のスロープ、手すり、障がい者用トイレ等を設置しバリアフリーとする。

第10節 救助・救急及び医療救護

第1 救助救急活動

一般対策編 第3編 第1章 第16節を準用する。【一般対策編 3－49頁】

第2 医療救護計画

一般対策編 第3編 第1章 第16節を準用する。【一般対策編 3－50頁】

第2章 応急対策期の活動

第1節 災害対策要員の拡充

第1 法による従事

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-54 頁】

第2 専門ボランティア

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-55 頁】

第3 一般ボランティアへの活動支援

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-55 頁】

第2節 被災者への救援活動

第1 災害救助法の適用

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-57 頁】

第2 避難所の運営

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-60 頁】

第3 給水計画

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-61 頁】

第4 食料の供給計画

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-62 頁】

第5 生活必需品の確保

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-64 頁】

第6 物資配送センター

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-65 頁】

第7 義援金品の受付・配分

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-66 頁】

第8 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-67 頁】

第9 被災者生活再建支援制度

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-69 頁】

第10 要配慮者対策

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-70 頁】

第11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-72 頁】

第3節 社会秩序の維持

第1 住民への呼びかけ

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-74 頁】

第2 災害警備

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-75 頁】

第3 物価の安定及び物資の安定供給

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-76 頁】

第4節 環境・衛生対策の充実

第1 ごみ処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-76 頁】

第2 し尿処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-77 頁】

第3 防疫及び保健予防対策

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-78 頁】

第4 がれき処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第5 環境の保全

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第6 家庭動物の保護及び収容対策

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第5節 建築物等応急対策

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部
-----	-------------------------------

公共建築物は、地震発生後における消防、医療、救助・救急、避難等市民の生命の安全確保等災害応急対策活動の拠点施設であることから、地域の速やかな復旧に資するため、地震発生時において、直ちに建築物被害調査、使用者の避難、地震被災建築物応急危険度判定、建築物の災害時用途に応じた応急措置等を行い、その機能保持と、使用者の安全を図る。

また、民間建築物については、市域の被災状況を勘案して、地震被災建築物応急危険度判定等を行い、住民の被災建築物による二次災害を防ぐものとする。

第1 応急危険度判定等

地震により建築物に被害を受けたときは、二次災害防止のため、地震被災建築物応急危険度判定を行うとともに、継続使用の可否と復旧に必要な情報を得るため、被災度区分判定調査を行う。

1 被害状況の把握

- (1) 災害応急対策基幹施設（市庁舎等）、福祉施設、避難所用施設、教育施設、救援物資倉庫等の公共施設が被害を受けたとき、二次災害の防止を図るため、施設管理者は直ちに被害調査を行い、その状況を本部に速やかに報告するとともに、必要に応じ向日市災害対策本部に建築物の応急危険度判定を要請する。
- (2) 初動期における概略情報（第3編 第1章 第3節 第2「1 概略情報の収集・報告」参照）により市域の建築物被害状況を速やかに把握し、必要に応じ向日市災害対策本部に建築物の応急危険度判定を要請する。

2 応急危険度判定の実施

- (1) 地震被災建築物応急危険度判定士の京都府への要請
向日市災害対策本部は施設管理者等の被害報告及び市域の一般建築物の被害状況等により、直ちに京都府災害対策本部に建築物被害の状況を報告するとともに、必要ある場合には、地震被災建築物応急危険度判定支援本部に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 地震被災建築物応急危険度判定調査
地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を受けて、市は、公共建築物、民間建築物を問わず建築物の傾斜と沈下、建物の主要部の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査を行って地震被災建築物応急危険度判定を実施し、二次災害の危険性を把握する。
- (3) 結果の周知
市は、地震被災建築物応急危険度判定の結果を周知する。

3 被災度区分判定調査

被害を受けた災害応急対策基幹施設、避難所、医療施設、救援物資倉庫等の継続的な使用の可否を判断するため、建築士関係団体等に依頼して、被災度区分判定調査を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の可否を判定する。

4 応急復旧

被災度区分判定調査に基づき、応急復旧を行う。

第2 公共施設応急対策

公共施設のうち、災害応急対策・復旧活動の拠点となる施設の管理者は自主的かつ迅速に建築物等の被害状況の把握を行う。

1 福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設

市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設の管理者は次の措置をとる。

(1) 安全確保等

- ① 施設入所者、通所者等の安全確保及び人命救助を最優先とする。
- ② 入所施設、通所施設の避難対策については、初期消火、混乱の防止措置等を含め、綿密な計画を確立しておく。
- ③ 初期消火に万全を期す。必要に応じ施設入所者、通所者等の協力を得る。
- ④ 被災状況、応急対策の状況を速やかに本部に報告し、必要に応じ、支援を要請する。
- ⑤ 被害施設は、予震に備えて利用者、入所者等を一時、安全な場所に避難させ、速やかに地震被災建築物応急危険度判定士による調査を行い、必要な措置をとる。避難に際しては、本部に報告し、要員派遣、緊急避難等必要な措置をとる。
- ⑥ 避難所として利用する場合には、十分な安全確認と、防火等安全対策について十分な措置をとる。
- ⑦ 施設が被災して危険な場合、安全確保のため立入禁止措置を講じる。

2 市庁舎等の応急対策

市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

市庁舎等防災対策の基幹施設の施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、災害対策本部へ報告する。

(2) 調査の実施

必要に応じ、被災建築物の応急危険度判定調査、被災度区分判定調査等を行い、二次災害の危険性及び継続使用の可否を判断し、使用の可否をきめる。

(3) 市庁舎での執務に支障がある場合

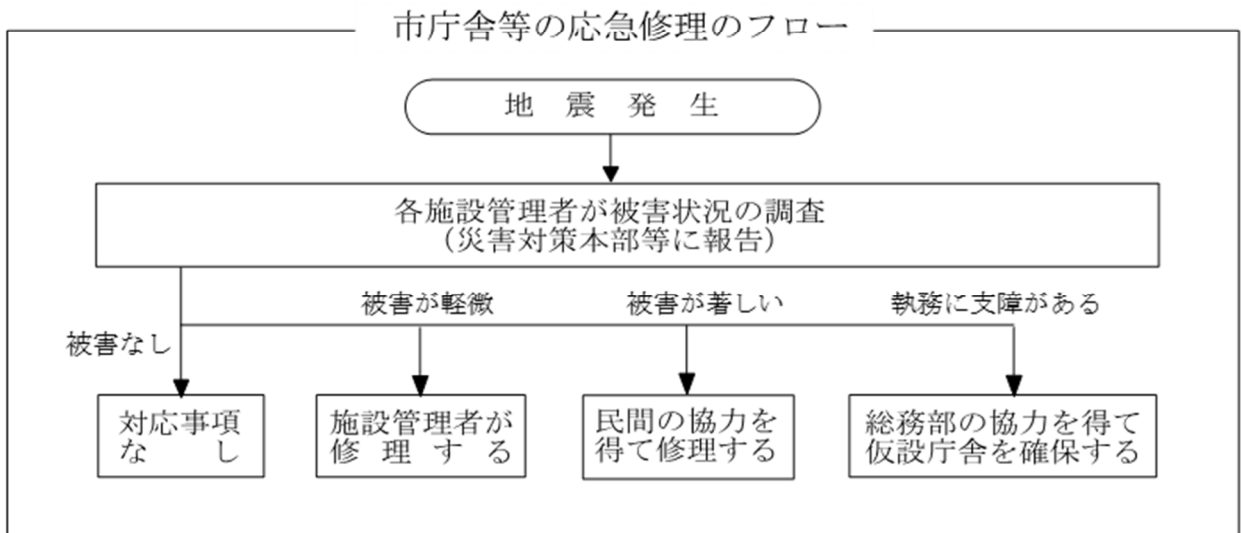
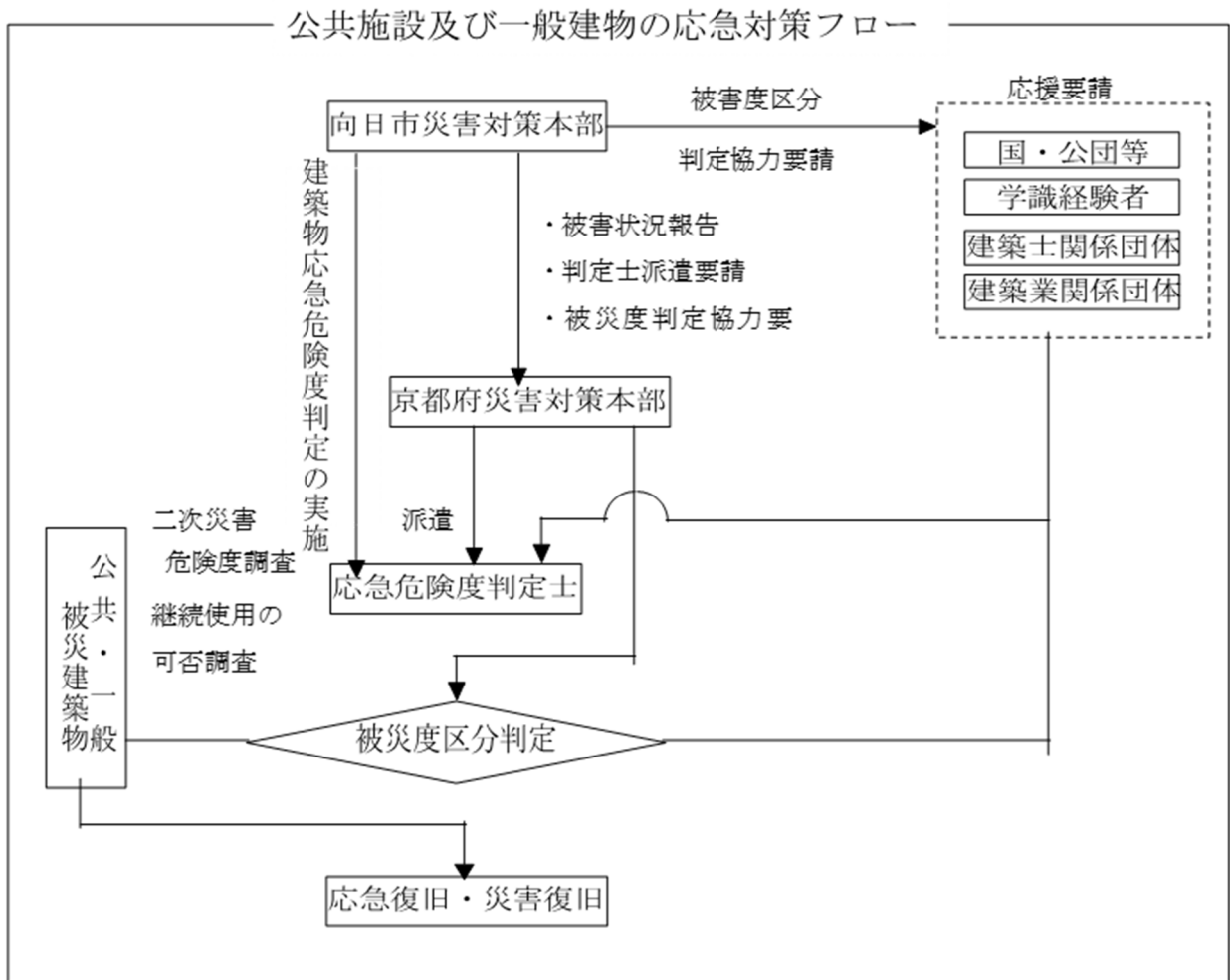
市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、本部設置場所を変更するとともに、執務を行うための他の施設又は仮設庁舎を確保する。

(4) 修理の対応

施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合は、総務部と協議の上、別施設で執務を行うとともに、応急修理の可能なものから、緊急性の度合に従い、順次応急修理を行う。

(5) 避難施設等としての利用の可否

公共施設で、市庁舎、消防署等の拠点型防災型基幹施設は避難者の収容その他被災者の継続的利用を行うことは避け、本来の災害対策活動に専念する。



第3 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、「被災宅地危険度判定士」の受入体制の整備を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第4 中・高層建築物応急対策

共同住宅、業務用のビル等の中・高層建築物は、共同防火管理体制を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

業務用のビルでいわゆる「雑居ビル」や共同住宅は、入居者の強力な連携を保つよう、日頃から啓発に努めるものとする。

- 1 地震発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命互助活動及び救助
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火関係機関や地域防災団体との連絡及び災害に関する情報収集並びに伝達
- 6 必要に応じ、地震被害建築物応急危険度判定士による、危険度判定を行う。

第5 文化財対策

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果を取りまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

第6節 ライフライン等の応急対策

担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T西日本(株)京都支店・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部
-----	--

第1 上水道施設の応急対策

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

- 1 災害時の応急措置
 - (1) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。
 - (2) 部門毎の被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
 - (3) 市は、被害箇所の応急措置に全力をあげるほか、関係機関、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置を行う。
 - (4) 必要に応じて仮設配管を実施して、応急給水に努める。
 - (5) 医療用水等緊急に給水を要する施設等に連絡を入れ、必要に応じ緊急に給水を行う。通信途絶の場合は、医療機関等からの依頼がなくても、緊急給水を行う。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協働に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、上下水道BCPに基づいた対応を図る。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等の広報を行う。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水不能地域
- (3) 被害状況
- (4) 給水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 供給再開時の注意事項

第2 下水道施設の応急対策

災害発生時における下水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、早期復旧に努める。

1 災害時の応急措置

- (1) 緊急点検及び二次被害の防止

道路、鉄道横断箇所及び幹線管渠等の下水道管及びマンホール等の損傷に伴う二次災害のおそれのある箇所の点検を行い、状況に応じて関係機関と連携して緊急措置を講じる。

- (2) 被災調査及び応急復旧

施設全体の被災状況を把握するために調査を実施し、必要に応じて仮設ポンプや仮設配管を設置するなどの応急復旧に努める。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 管路施設では、排水機能の確保に努める。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

- (1) 破損箇所
- (2) 排水禁止地区
- (3) 被害状況
- (4) 排水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 排水再開時の注意事項

第3 電信電話施設の応急対策

電気通信施設等に災害が発生又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う災害応急対策について定める。

1 災害時の応急措置

(1) 設備及び回線の応急復旧措置

電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、N T T西日本(株)災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

① 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ、次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

ア 回線の切替措置

イ 可搬無線機及び移動無線車並びに移動電源車の運用

ウ 臨時回線の作成、中継順路の変更等通確保の措置及び特設公衆電話の設置

② 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 局舎建物等に対する応急措置

災害のため局舎建物等が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物等を利用し、又は、借り入れる等の方法により速やかに業務の開始を図る。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。
- (3) 災害救助法が発動された場合、又はこれに準じた状況の場合、当該地域に必要な期間、り災者が利用する特設公衆電話（現に当該地域に設置されている公衆電話機を指定する場合を含む）を設置する。

第4 電力施設の応急対策

電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策及び復旧活動により、電力の供給確保に努める。

1 要員確保

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機構の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請のあった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害復旧標準工事法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急普及措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

5 復旧順位

災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大き

いものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に関し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第5 ガス施設の応急対策

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達及び報告

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

② 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより、気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

管内施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を活用する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 危険防止対策

(1) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

- (2) 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- (3) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

5 応急復旧対策

- (1) 供給施設の災害復旧については、災害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の高いものから行う。

第6 鉄道施設の応急対策

震災の発生等様々な原因により、列車の衝突・追突、脱線、転覆、その他の事故等、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、又は、発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

1 震災が発生した場合

西日本旅客鉄道株式会社は、震災が発生した場合、現地に復旧本部、又は、必要に応じ社内等に対策本部を設置し「鉄道災害応急処理基準規程」等に基づき、災害応急対策を実施する。阪急電鉄株式会社においても、震災が発生した場合には、社内規定に基づき、災害応急対策を実施し、安全性の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の災害復旧本部及び災害対策本部の設置

名称	設 置 の 標 準	業 務
復旧本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき又は旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路等の故障により、本線が3時間以上不通となるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき。 イ その他特に必要と認めたとき。	1 救護 2 復旧作業 3 輸送場の手配 4 災害の調査
対策本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は、旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路、電車線路等の故障により、長時間不通となるおそれがあるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により、長時間不通となるおそれがあるとき。 イ 鉄道輸送の機能が著しく阻害されるおそれがあるとき。	1 非常輸送措置 2 応急復旧の企画 3 災害の調査 4 情報の収集発表 5 その他

(2) 震災発生時の動員体制

- ① 震災発生の場合、駅・区長は、その状況を輸送指令に報告する。
- ② 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに必要と認められる箇所に通報する。
- ③ 関係課長又は駅所長は必要な社員に対し、非常召集を行う。
- ④ 非常召集の種別及び標準
 甲種 …… 全 員 乙種 …… 半 数 丙種 …… 必要最小限

(3) 部外機関の協力要請

① 要請の担当部署

要 請 先	担 当 部 署
自 衛 隊	J R の総務課長から京都府知事
警 察 署	駅長又は保線区長
市 町 村	〃
医 療 機 関	〃
輸 送 機 関	営業課長・輸送課長又は総合指令所長
そ の 他	関 係 課 長

② 要請する場合

- ア 震災が発生した場合、部外の応援を必要と認めたとき、現地復旧責任者は部外の協力要請を行う。
- イ 代替交通を必要とする場合、復旧期間、京都府下のバス会社に協力を要請し、なお不足が見込まれる場合は、京都府に要請して、京都府外のバス会社の協力を得る。

第7節 学校等における応急対策

第1 情報の収集・伝達

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-83 頁】

第2 防災体制

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-83 頁】

第3 応急教育・応急保育

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-84 頁】

第4 施設・設備の緊急点検等

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-86 頁】

第5 保健衛生及び危険物等の保安

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-86 頁】

第8節 住宅対策

第1 家屋の被害状況調査

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第2 住宅関連の障害物の除去

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第3 住宅の応急修理

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第4 応急仮設住宅の建設

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-88 頁】

第9節 農林業施設等応急対策

第1 農業用施設応急対策

一般対策編 第3編 第2章 第9節を準用する。【一般対策編 3-89 頁】

第10節 労務供給計画

一般対策編 第3編 第2章 第10節を準用する。【一般対策編 3-90 頁】

地震対策編

第 4 編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定のために

第1 被災者の生活再建等の支援

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－1頁】

第2 中小企業等の復興

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－3頁】

第3 住宅の復興

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第4 災害相談の実施

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第5 社会福祉施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第6 病院等災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第7 学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第8 社会教育施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第9 文化財等の復旧計画

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第10 生活確保対策計画

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第11 その他の災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第2節 災害復旧事業の推進

第1 公共土木施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第2 農林業施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第3 都市災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第4 上下水道災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第5 公共用地災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第3節 資金計画

第1 国による財政援助等

一般対策編 第4編 第3節を準用する。【一般対策編 4－9頁】

第2 災害復旧事業に係る向日市の財政措置

一般対策編 第4編 第3節を準用する。【一般対策編 4－10頁】

地震対策編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の基本方針

1 計画の目的

南海トラフ地震が発生した場合、向日市に震度6弱以上が想定される地域を含むため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定を受けた（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。

同法第5条の規定により、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」とする。）を定め、また内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策ガイドライン」を踏まえた地震防災対策の推進を図ることにより市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ及び構成

この計画は、南海トラフ地震特措法第5条に基づく推進計画として、向日市防災会議が定める、「向日市地域防災計画地震対策編」の一部とする。

また、この計画は、東海地震と東南海地震、南海地震が同時発生した場合を基本に、各地震の時差発生も考慮し、南海トラフ地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「向日市地域防災計画地震対策編」によることとする。

3 計画の修正

この計画は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

4 計画の周知徹底

この計画は、向日市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において、平素から研究、訓練によって習熟に努めるとともに、必要に応じ職員及び市民に周知徹底するものとする。

5 計画の運用

市民及び関係機関は、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

第2節 防災機関等の役割分担

防災に関係のある各機関等が防災に関し処理する業務は、地震対策編 第1編 第1章 第2節「防災機関等の役割分担」に準ずる。【一般対策編 1－2頁】

第3節 被害想定

1 南海トラフ地震について

本市地震防災対策の前提となっている京都府第2次地震被害想定において、向日市に最大被害を及ぼす地震は、有馬－高槻構造線を震源とする直下型地震とされており、その最大被害においては、中央防災会議が想定した南海トラフ地震による被害（向日市における被害）を上回る想定となっている。

向日市の地震防災対策は、最大被害が想定される有馬－高槻構造線を震源とする直下型地震に対応することを目標としていることから、南海トラフ地震が発生した場合も、基本的に対応できると考えられる。

しかし、南海トラフ地震が発生した場合の特徴として、「極めて広域にわたり強い揺れが発生すること」「時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること」「その被害は広域かつ甚大となること」「南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること」等が挙げられる。

そのため、直接的な被害に対応するだけでなく、間接的な被害の大きいことを想定したうえで、海溝型の巨大地震固有に係るものを中心とした推進計画とする。

※東南海、南海地震に関する報告（中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会 平成15年12月）より抜粋

2 南海トラフ地震の被害想定

中央防災会議によると、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に、著しい地震被害が生ずるおそれがある震度6弱以上が想定される地域を含んでおり、その震度想定及び被害想定は次のとおりである。

本計画では、市域における震度が最大となると想定される「陸側ケース」を対策の前提とし、南海トラフ地震による揺れ及びこれに伴う災害想定、シナリオを以下のとおりとする。

なお、その他の大地震が発生した場合に共通する災害想定は、地震対策編 第1編 第1章 第3節「市民及び事業所の果たすべき役割」のとおりとする。

(1) 震度想定

	基本	陸側	東側	西側	経験的手法	最大クラス
最大震度	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強

(2) 向日市の被害想定

人的被害				建物被害		
死者数	負傷者数		要救助者数		全壊	焼失
	重傷者数					
40	590	120	110	3,320	510	2,810

※想定死亡者数・想定負傷者数は、冬18時の値（京都府地震被害想定調査）

(3) 南海トラフ地震の時差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、地震対策編 第2編 第2章「災害に即応できるひとづくり」に定める住民意識の啓発に努める。

また、京都府等との連携のもとに、地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域受援・応援計画の策定を行う。

(4) 被害シナリオ

南海トラフ地震が同時発生した場合、小刻みな揺れの後、ゆったりとした大揺れが1～2分続き、市域の最大震度は6強の揺れが予想されている。

木造建物では、壁や柱が破損・倒壊し、鉄筋コンクリート造建物でも壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱の破壊がある。

また、長周期の地震波による歩道橋等の被害、地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象や、ガスの導管、主要な水道管の被害による、一部地域でガス、水道の供給が停止し、停電の可能性もある。

さらに、余震の発生による建物等の被害も予想される。

第2章 災害予防計画

南海トラフ地震が発生した場合、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心に、極めて広域にわたって甚大な被害が発生するおそれが強く、防災関係機関等が連携して広域的な防災体制の確立が必要である。

また、市域の被害は、震源域の地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、国や他府県からの応援は期待できないことから、府、市をはじめ府内の防災関係機関による「公助」もさることながら、住民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災対策が重要となる。

このため、市は、防災関係機関との日常からの連携を強化するとともに、住民、自主防災組織、及び事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、及び事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に、災害時要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

1 市、住民及び防災組織等、企業等の対策

(1) 市の対策

市長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立、安全な避難地・避難施設等の確保、企業の防災活動活性化のための方策の検討。

(2) 住民及び防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等）、生活必需品（食料、飲料水等）の備蓄、各地域における避難対象地区・急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得、初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内企業との連携。

(3) 企業の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携。

第2節 広報及び教育

市は、地震対策編 第2編 第2章に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、事業所等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震被害の軽減に寄与することが期待されている。緊急地震速報の特徴、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なく有効に機能する。そのため、市は府と連携し、住民、自主防災組織、事業所等がこの情報によりの確な行動がとれるよう周知に努める。

1 広報

市は、地域の特性を踏まえ、地域密着型の防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。広報にあたっては、災害時要配慮者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

2 教育・指導

(1) 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容
- ⑧ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

(2) 市民等に対する啓発

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位等ごとに、市民等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前講座の活用など、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等の知識
- ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- ⑪ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化
 - ⑫ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方
- (3) 児童生徒等に対する教育
- 市は、小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。
- ① 過去の地震災害の実態
 - ② 地震が発生した場合の対処の仕方
 - ③ 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
 - ④ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第3節 防災訓練

- 1 市は、南海トラフ地震等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を地震対策編 第2編 第2章 第2節「防災訓練計画・調査（パトロール）計画」の定めるところにより実施する。
- なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。
- 2 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 地震被害の軽減に寄与することが期待されている緊急地震速報を活用した訓練も検討する。

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。

具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

2 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

3 文化財保護対策の実施

本市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、地震対策編 第3編 第2章 第5節「建築物等応急対策」に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

また、文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果を取りまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

5 南海トラフ地震等の時間差発生による災害の拡大防止

市は、南海トラフ地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。

(1) 南海トラフ地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発

(2) 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策

(3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

(4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震に対する災害応急対策を行うためには、国、地方自治体等との連携が不可欠であり、国が策定した基本計画との整合を図りながら、「第3章 災害応急対策計画」に定めるところにより、対策の充実を図る。

また、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、次のヘリポートを指定する。

【指定緊急ヘリポート】

施設名	所在地	施設面積(屋外部分)	管理者名
向日市立西ノ岡中学校	向日市物集女町吉田1番地	11,037㎡	向日市長
京都府立向陽高等学校	向日市上植野町西大田	17,253㎡	京都府教育委員会

※ヘリポートとして使用時は、避難施設から除外する。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発 表 時 間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（※１）でマグニチュード 6.8（※２）以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から 最短で2時間後	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１ 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※２ モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

2 市の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに情報収集できる体制をとり、各対策部に今後の対応を確認する。
- (2) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、必要に応じて、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
- (3) 各対策部においては、本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (4) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、必要に応じて、気象庁から適宜発表される

「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副 市 長
2	教 育 長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、地震対策編 第3編 第1章 第2節「組織及び動員」に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、地震対策編 第3編「災害応急対策計画」の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、地震対策編 第3編 第1章 第3節「情報収集・伝達」に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

また、震災時における避難指示等は、地震対策編 第3編 第1章 第9節「緊急避難」に基づいて行なう。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、所管する公共施設・土砂災害危険箇所等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設

市役所、消防署、福社会館、浄水場、指定避難所（公民館、小中学校、高等学校、コミュニティセンター、保健センター等）、集積配送拠点

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(4) 救助・救急活動、医療活動

地震対策編 第3編 第1章 第10節「救急・救助及び医療救護」による。

3 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

- (1) 市は、被害想定等を基に、自らが行なう防災活動及び市域等で必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資備蓄計画を作成することとする。
- (2) 市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4 輸送活動

輸送活動については、地震対策編 第3編 第1章 第5節「道路等の緊急確保」及び第6節「緊急輸送網」による。

5 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【応援協定】

協 定 名 称	協 定 市 町 等	内 容
乙訓二市一町消防 防災相互応援協定	乙訓2市1町（長岡京市、大山崎町）	○火災その他災害が発生した場合の消防防 災の応援 ○消防訓練
災害時における相 互応援協定	摂津市、豊岡市、桜井市、近江八幡市 、有田市、敦賀市、羽島市	○物資等の相互援助
災害時における向 日市と向日市内郵 便局間の相互協力 に関する覚書	向日町郵便局 向日町駅前郵便局 向日町寺戸郵便局 向日森本郵便局 向日物集女郵便局 向日上植野郵便局	○災害救助法適用時における郵便、為替貯 金及び簡易保険の郵便事業に係わる災害 特別事務取扱い ○施設及び用地の提供 ○被災市民の避難先及び被災情報の相互提 供 ○避難場所に臨時郵便差出箱の設置
京都府広域消防相 互応援協定書	府内の全市町村・消防組合相互間の協定	○大規模災害及び特殊災害等が発生した場合 の消防の応援
京都市・乙訓消防組 合・向日市消防相互 応援協定	京都市・乙訓消防組合	○火災又は救急事故若しくは救助事故発生 における相互応援
災害時における医 療救護活動につい ての協定書	(社)乙訓医師会	○医療救護班の派遣 ○医薬品などの供給
災害時における物 資の供給協力に関 する協定書	向日市商工会	○応急対策物資の優先的供給及び運搬
災害時応急工事等 の協力に関する業 務基本協定書	向日市商工会	○道路、河川等の公共施設の機能の確保及び 回復 ○応急仮設住宅の建設
災害時における仮 設トイレの設置協 力に関する協定	(株)京都衛生開発公社	○仮設トイレの設置協力
日本水道協会京都 府支部水道災害相 互応援に関する覚 書	京都府、京都市、亀岡市、長岡京市 、大山崎町、南丹市、福知山市、舞鶴 市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝 野町、宇治市、城陽市、八幡市、京 田辺市、久御山町、井手町、宇治田原 町、精華町、木津川市、京丹波町	○職員の派遣 ○資機材の提供 ○給水車及び機械等の提供等の相互応援
分水協定書	京都市	○災害その他非常の場合における分水等
水道施設の災害に 伴う応援協定	向日市指定上下水道協同組合	○応急復旧工事等の応援

6 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止

1 応急危険度判定の実施

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、京都府、府内市町村、建築関係団体など連携し、地震対策編 第3編 第2章 第5節「建築物等応急対策」に定めるところにより、建築物応急危険度判定、宅地危険度判定を早急に実施する。

2 広報活動

市は、南海トラフ地震が時間差をもって発生する可能性が高いことを広報し、市民、事業所における自主的な予防活動による被害の発生防止を期待する。

なお、広報活動や緊急問い合わせへの対応は、地震対策編 第3編 第1章 第4節「広報活動」に定めるところによる。

第5節 円滑な避難の確保に関する事項

1 避難対策等

(1) 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(2) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(3) 災害時に介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

① 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

② 市長から避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

③ 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(4) 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(5) 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

② 市は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請等の必要な措置をとるものとする。

- (6) 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (7) 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、それぞれが把握する被害を受けやすい箇所について、パトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
- 市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

2 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
- ① 避難誘導
 - ② 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
 - ③ 救助、救急等
 - ④ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、乙訓消防組合の消防計画に定めるところによる。

3 水道、電気、ガス、通信

- (1) 上下水道（都市整備部）
- 円滑な避難を確保するため、水道管並びに下水道管及びマンホール等による二次災害を防止するための措置を講じる。
- (2) 電気（関西電力送配電株式会社）
- 電気事業者は円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
- ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (4) 通信（NTT西日本株式会社）
- 電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

4 交通対策

- (1) 道路
- 市、警察及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

- (1) 不特定かつ多数の者が出入する施設
- 市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。
- ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(7) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(4) 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等

(9) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は①のア又は①のイの掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

第4章 東南海・南海地震等の時間差発生による被害拡大防止

第1節 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

地震対策編 第4編「災害復旧・復興計画」を準用する。